

地名 散歩

第123回 銀貨鑄造所に由来する銀座——金属の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東京の銀座といえば「ブランド地名」の筆頭だろう。江戸幕府の銀貨鑄造所に由来する地名であることはよく知られているが、そもそも銀座は一丁目から四丁目までの、しかも現在の中央通りに面した狭い範囲に限られていた。ところが大正12年(1923)の関東大震災を経た「震災復興事業」に伴う昭和5年(1930)の町名地番整理で、和光の交差点から新橋寄りの南側に五丁目から八丁目が追加されて倍以上になっている。当時からブランドだった「銀座」を誰もが欲しがったためだ。

一方で江戸期からの伝統を誇る南鍋町、出雲町、八官町、尾張町など多くの町名は弊履の如く捨てられている。銀座の拡張はそれにとどまらない。その時点ですでに銀座西、木挽町という大きな町が両隣に誕生していたのだが、戦後

は木挽町が銀座東と改称され、やがて西銀座・銀座・東銀座をすべて合わせた巨大な「銀座」に統合された。このため面積は元の銀座の約11倍に膨張している。あえて言わせていただければ、現在の銀座の91パーセントは「ニセ銀座」だ。

この地名の人気は全国各地の都市にも広がった。その大半が「〇〇銀座」と呼ばれる商店街の通称だが、正式な町名となったものもある。全国の銀座(銀座町、銀座元町等も含む)を探してみたら、次のようにけっこう見付かった。カッコ内は町名が設定された年であるが、豊臣秀吉が伏見に城時に置かれた銀座に由来し、江戸期に正式名称となった京都市伏見区銀座(もちろん東京の銀座より古い!)を除けば昭和20年代後半以降の、ほとんどが高度成長期以降のものである。



昭和5年(1930)に大拡張を遂げる以前の銀座。江戸期の銀貨鑄造所に由来し、おおむね表通り(現中央通り)に面していた。1:10,000「日本橋」大正8年(1919)鉄道補入



銀山川沿いに大正期の旅館建築が並ぶ尾花沢市の銀山温泉は、かつて延沢銀山の採掘で賑わった。地理院地図(陰影起伏図・透過率80%)令和4年5月7日ダウンロード

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.785
2022 June



表紙写真

「良きかな」

第36回写真コンクール連合会長賞
折田 孝夫●大阪会

毎日「にこっ」と素敵な笑顔をしてくれます。
限りある時間の中で、素晴らしい貴重な1日
を笑顔で過ごす大切さを教えてくれます。
皆様もどうぞ笑顔でお過ごしください。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために―
第83回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び
「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅢ
日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英
(公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

07 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために―
第84回 GNSS測量の最新情報とDX業務への活用
茨城土地家屋調査士会 理事 高島 和宏

11 地籍問題研究会

第31回定例研究会概要報告
地籍問題研究会副代表幹事 鯨島 信行(鹿島建設株式会社 顧問)

13 令和3年の民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響②

日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介

16 全国土地家屋調査士政治連盟「第22回定時大会」

18 「大河への道」原作者 立川志の輔さんインタビュー

21 続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.100 静岡会 / 沖縄会

24 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

25 会務日誌

26 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

27 調査士カルテ Map 通信 「調査士カルテ Map」会員増強の取組

28 土地家屋調査士の皆さまへ 団体総合生活補償保険

29 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 ネットワーク50 青森会

32 ちょうさし俳壇

33 令和4年 春の叙勲・黄綬褒章

34 2021年度「土地家屋調査士」掲載 索引 2021年4月号(No.771) ~ 2022年3月号(No.782)

38 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第83回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」についてⅢ

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英
(公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

第2部 専門的職業人材への独占禁止法適用問題

1 松竹(株)ほか5名に対する件

昭和38年3月20日、公正取引委員会は、松竹(株)、東宝(株)、大映(株)、東映(株)、(株)新東宝及び日活(株)の6社に対して行っていた審査事件について不問決定を行った。松竹(株)、東宝(株)、大映(株)、東映(株)、(株)新東宝及び日活(株)の6社は、我が国において、映画の製作、配給及び興行を営んでいるが、6社のうち日活(株)を除く5社は、昭和28年9月、5社以外の映画製作者が5社と雇傭又は出演契約をした芸術家又は技術家を出演させて製作した映画を5社の系統上映館に配給しない旨の条項を含む協定を行ったが、昭和32年7月18日、この協定に更に日活(株)が参加して前記5社の協定と同趣旨の協定を締結した。この協定に基づき、6社は独立映画(株)が東映(株)と雇傭契約をしていた芸術家を出演させて製作した映画を、同年7月下旬、6社の系統館に配給することを拒否した。以上の事実によれば、6社は、それぞれ、6社以外の製作者が6社と契約している芸術家又は技術家を使用して製作した映画を不当に6社の系統館に配給しないことにしているものであって、独占禁止法19条(一般指定の1の【不当な取引拒絶】に該当)に違反する疑いがあった。しかしながら、(株)新東宝がこの協定から脱退したのを機として、5社は、昭和38年2月11日、前記協定中違反の疑いのある条項を削除し、その後このような行為を繰り返しておらず、違反被疑行為は消滅したと認められたので、公正取引委員会は本件を不問に付した。

2 「人材と競争政策に関する研究会」報告書(平成30年2月15日)

公正取引委員会は、平成29年8月、競争政策研究センター(CPRC)に、「人材と競争政策に係る検討会」(座長: 泉水文雄神戸大学大学院法学研究科教授)を設置した。検討会は、独占禁止法、労働法、産業組織論、労働経済学、労働市場についての学識経験者、専門家及び実務家12名により構成されている。検討会は、検討会事務局が行った調査により把握された事例に基づき、個人が個人として働きやすい環境を実現すべく、人材の獲得をめぐる競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理した。検討会は、平成29年8月に第1回会合を開催し、平成30年2月までに合計6回の会合を開催して、検討会委員の間での議論が行われ、結論が本報告書として取りまとめられた。

検討対象は、「個人として働く者」、すなわち「役務提供者」の獲得をめぐる、役務提供を受ける企業等、すなわち「発注者」間で行われる競争について、また、役務提供者が労働者と評価される場合には「使用者」間の競争について、それを妨げる役務提供者に不利益をもたらし得る発注者(使用者)の行為に対する独占禁止法上の考え方を整理した、「個人として働く者」とは、「フリーランス」と呼ばれる人がその代表であり、例えば、システムエンジニア、プログラマー、IT技術者、記者、編集者、ライター、アニメーター、デザイナー、コンサルタントなどが挙げられるが、このほか、スポーツ選手、芸能人を含む、幅広い職種を念頭に検討を行った。ただし、特定の業種・職種固有の具体的な取引慣行に対する評価は、検討対象としていない。また、役務(提供)型の典型契約の類型としては、民法上、雇用、請負、

委任等があり、本検討会ではこれらのすべてを検討の対象とした。実務的には混合契約・非典型契約によって行われることも多く、必ずしも典型契約だけにとどまらないことから、本契約書においては、これら全体を検討対象とはしたが、独占禁止法の適用に関してこれら民法上の契約類型に応じた議論は行ってはいない。

本報告書の構成は、次のとおり

- 第1 はじめに
- 第2 独占禁止法による行為類型の概略
- 第3 労働者・労働組合と独占禁止法
- 第4 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方
- 第5 共同行為に対する独占禁止法の適用
- 第6 単独行為に対する独占禁止法の適用
- 第7 競争政策上望ましくない行為
- 第8 おわりに

本報告書の中核部分を構成する第3から第7までの内容の概略は、次のとおりである。

第3 労働者・労働組合と独占禁止法

独占禁止法上の「事業者」に当たるために、その者が法人であることが必要というわけではない。また、「事業者」を定義する独占禁止法2条1項及びそれに関するこれまでの裁判例においては、労働者が「事業者」に含まれないとはされておらず、労働契約により就労する労働者は、独占禁止法の適用対象から明示的に除外されているわけではない。この点、米国においてかつて反トラスト法が労働組合の一定の活動を禁止する法律として運用された経験を踏まえ、我が国においてそのような運用がなされることを避ける観点から、1947年の独占禁止法立法時には、「人が自分の勤労を提供することは、事業ではない」として、労働者の労働は独占禁止法2条1項の「事業」に含まれないとの解釈がなされ、公正取引委員会はいずれこれを踏まえて独占禁止法を運用してきた。

しかし、勤労形態が多様化する中で、独占禁止法上も労働法上も解決すべき法的問題が生じてきている。さらに、近年、労働契約以外の契約形態によって役務提供を行っている者であっても、労働組合法上の「労働者」に当たると判断される事例も生じている。このように労働契約を結んでいなくとも「労働者」と判断される者が、独占禁止法上の事業者にも

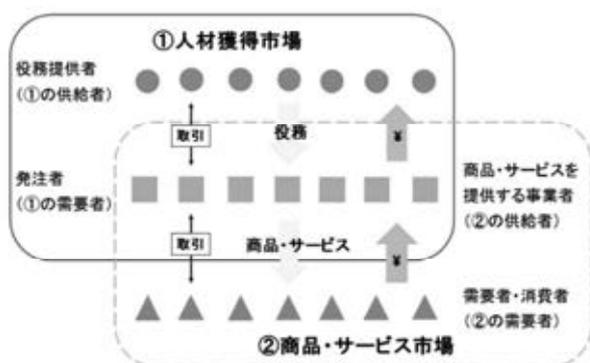
当たるとも考えられる。以上のことを踏まえると、労働者は当然に独占禁止法上の事業者には当たらないと考えることは適切ではなく、今後は、問題となる行為が同法上の事業者により行われたものであるのかどうかを個々に検討する必要がある。同様に、独占禁止法上の「取引」についても、その該当の有無を、取引の種類ごとに一律に整理するのではなく、独占禁止法上禁止されている行為に該当する行為が行われていると認められる場合に、その行為のなされている取引が独占禁止法上の「取引」に該当するかどうかを個々に検討することが適切である。そして、労働法と独占禁止法の双方の適用が考えられる場合、それらの適用関係についても検討する必要がある。

そもそも独占禁止法立法時に前記のとおり労働者の労働は「事業」に含まれないとの解釈が採られたのは、使用者に対して弱い立場にある労働者保護のため、憲法の規定に基づき労働組合法、労働基準法を始めとする各種の労働法制が制定されたことを踏まえたものであった。この意義自体は現在も変わらないことからすれば、独占禁止法立法時に「労働者」として主に想定されていたと考えられる伝統的な労働者、典型的には「労働基準法上の労働者」は、独占禁止法上の事業者には当たらず、そのような労働者による行為は現在においても独占禁止法上の問題とはならないと考えられる。加えて、労働法制により規律されている分野については、行為主体が使用者であるか労働者・労働者団体であるかにかかわらず、原則として、独占禁止法上の問題とはならないと解することが適当と考えられる。例えば、労働組合と使用者の間の集団的労働関係における労働組合法に基づく労働組合の行為がこのような場合に当たる。使用者の行為についても同様であり、労働組合法に基づく労働組合の行為に対する同法に基づく集団的労働関係法上の使用者の行為も、原則として独占禁止法上の問題とはならないと解される。また、労働基準法、労働契約法等により規律される労働者と使用者の間の個別的労働関係における労働者に対する使用者の行為も同様である。ただし、これらの制度の趣旨を逸脱する場合等の例外的な場合には、独占禁止法の適用が考えられる。

第4 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

発注者、つまり役務提供を受ける企業等は互いに、役務提供者の獲得に係る条件を他の発注者のそれよりも良いものとする事で、優れた役務提供者の獲得をめぐる競争し、また、役務提供者は互いに、自己の提供する役務の内容を他の役務提供者のそれよりも良いものとする事で、優良な役務提供条件による供給をめぐる競争している。また、役務提供者が労働者と評価される場合には、使用者も互いに競争していることとなり、使用者についても発注者と同様に論じることになる(以下、これらの競争が行われる場を「人材獲得市場」という。次図参照)。人材獲得市場においては、役務提供者の行為が他の役務提供者との間の競争に影響を与える場合と発注者の行為が他の発注者との間の競争に影響を与える場合の二つがあり得るが、前述のとおり、役務提供者は発注者に対して弱い立場にあり、また、労働者は使用者に対して弱い立場にあることを踏まえると、役務提供者による行為が、労働者として評価される場合も含め、人材獲得市場における市場メカニズムへの悪影響をもたらすことは、通常想定しにくい。したがって、独占禁止法上の観点からは、主として発注者の行為による他の発注者との間の競争への影響が問題となる、また、発注者は、提供された役務を利用して様々な商品やサービスを市場に供給しており、このとき発注者は、その商品やサービスを供給する相手方(需要者・消費者)の獲得をめぐる競争している(以下、この競争が行われる場を「商品・サービス市場」という。次図参照)。

図 人材獲得市場及び商品・サービス市場



http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_files/180215jinzai01.pdf

人材獲得市場における発注者による役務提供者に対する行為は、商品・サービス市場において自由競争減殺や競争の実質的制限を生じさせる場合には、人材を利用して供給される商品・サービスの水準を低下させ消費者利益を損なう弊害もあると考えられる。

人材獲得市場において個人から提供される役務の種類は様々であり、各発注者が提供を受ける役務は、通常、その者による商品・サービスの供給に必要な又はこれと関連する範囲にとどまる。このため、各発注者によってある行為が行われても、それが人材獲得市場全般における競争に影響をもたらすことはなく、影響が及ぶのは一部の市場における競争・すなわち特定の種類の役務提供者の獲得をめぐる競争にとどまる。このことは商品・サービス市場における競争への影響についても同様である。したがって、発注者による行為について独占禁止法上の検討を行うためには、人材獲得市場において影響が及ぶ競争の範囲を特定する際には、主として、役務提供者が、行為を行う発注者以外の発注者に対して役務を提供することが可能かということ踏まえる必要がある。また、商品・サービス市場において影響が及ぶ競争の範囲を特定する際には、主として、発注者による行為の対象となる役務を利用して発注者が供給する商品・サービスに代わる、別の商品・サービスが需要者にとって存在するのかが踏まえる必要がある。

人材獲得市場における特有な事情としては、(1)個人と企業組織では情報量・交渉力の格差が存在すること、(2)秘密保持を目的とした行為、(3)人材育成投資費用の回収を目的とした行為がある。(1)は、役務提供者自身の能力や意欲についての情報は役務提供者が有していることが多いが、人材獲得市場における発注者である企業組織は、個人である役務提供者との間には、情報量・交渉力の面で大きな格差があることに留意する必要がある。(2)は、役務提供者という「人」を通じて企業秘密やノウハウが他の発注者に漏洩しないように、役務提供者に、役務提供先を制限する義務を課すことがあるが、役務提供者の取引先選択の自由の侵害という側面があり、企業の正当な利益とのバランスについて留意する必要がある。(3)は、特定の役務提供者に要した人材育成投資費用の回収のために、発注者が当該役務提供者に対して、移籍や転職といった役務提供者の移動

を制限することがあり、人材育成投資に対するインセンティブを保持するための必要性という側面と役務提供者の取引先選択の自由の侵害という側面の両者のバランスについて留意が必要であるが、人材育成投資は投資財として観念しやすく、その費用や利益の算出も比較的容易であり、投資費用を回収するのに役務提供先の制限が不可欠であるとは直ちにいえるものではないことにも留意する必要がある。

第5 共同行為に対する独占禁止法の適用

- 複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者に対して支払う対価を取り決めることは、原則独占禁止法上問題となる。
- 複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者の移籍・転籍を制限する内容を取り決めることは、独占禁止法上問題となる場合がある。
- 移籍・転籍を制限する内容を取り決める行為が役務提供者の育成に要した費用を回収する目的で行われる場合であっても、通常、当該目的を達成するための適切な他の手段があることから、違法性が否定されることはない。
- 例えば、移籍・転籍を制限する内容を取り決める行為が、複数のクラブチームからなるプロリーグが提供するサービスの水準を維持・向上させる目的で行われる場合、そのことも考慮の上で、独占禁止法上の判断がなされる。

第6 単独行為に対する独占禁止法の適用

発注者(一部行為は使用者)により役務提供者に対してなされる、①秘密保持義務、②競業禁止義務、③専属義務、④役務提供に伴う成果物の利用等の制限、⑤事実と異なる取引条件を提示する行為について、従来の判断枠組みに基づき、自由競争減殺、競争手段の不公正さ、優越的地位の濫用の観点から考え方を整理

- 自由競争減殺の観点からは、一般的には、商品・サービス市場において高いシェアを有する発注者の制限行為が、同市場において競争関係にある他の発注者の供給や参入を困難とするおそれを生じさせる場合に独占禁止法上問題となる。
- 自由競争減殺の観点での独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、競争促進効

果、社会公共目的の有無、手段の相当性の有無などについても総合的に考慮の上で判断される。

- 競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して実際と異なる条件を提示して、又は役務提供に係る条件(例えば他の発注者への役務提供の制限)を十分に明らかにせず取引することで、他の発注者との取引を妨げることとなる場合に、独占禁止法上問題となり得る。
- 優越的地位の濫用の観点からは、役務提供者に対して取引上の地位が優越している発注者が役務提供者に不当に不利益を与える場合に独占禁止法上問題となり得る。発注者が通常企業であるのに対して役務提供者が個人で事業を行っていることが多いという人材獲得市場の事情は、役務提供者の優越的地位の認定における考慮要素となる。
- 優越的地位の濫用の観点での独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、代償措置が採られている場合には、そのこと及び代償措置の内容・水準の相当性なども考慮の上で判断される。

第7 競争政策上望ましくない行為

- 対象範囲が不明確な秘密保持義務又は競業禁止義務は、役務提供者に対して他の発注者(使用者)との取引を委縮させる場合があり、望ましくない。対策として、関係分野ごとに、範囲の明確化に資する考え方を周知すること等が考えられる。
- 発注者は、書面により、報酬や発注内容といった取引条件を具体的に明示することが望まれる。
- 発注者が、合理的理由なく対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めることは、役務提供者に対する情報の非対称性をもたらし、また、発注者間の競争を起こらなくし、望ましくない。
- 役務提供者の獲得をめぐって競争する発注者(使用者)が対価を曖昧な形で提示する慣行は発注者が人材獲得競争を回避する行動であり、望ましくない。

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第84回 GNSS測量の最新情報とDX業務への活用

茨城土地家屋調査士会 理事 高島 和宏

令和になり、数万円から十数万円で購入できるGNSS受信機が相次いで登場しています。今までのGPSと何が違うのか、そして今度こそ導入した方が良いのか、精度は大丈夫なのか、詳しく解説します。

1 安価で高性能なGNSS受信機の登場

スイスu-blox社製ZED-F9P(*1)、ベルギーSeptentrio社製mosaic(*2)を代表とするGNSS受信機モジュールが4年ほど前から卸値で数万円程度の価格で取引されるようになってきました。これらのモジュールを使用して製造された、10万円前後のGNSS受信機製品も販売されるようになってきています。今までにも測量用途ではないGNSS製品は、アウトドア用品等としてハンディGPSの名称などで市販されていましたが、その誤差は数メートル以上あり、測量用途には使用できないものでした。今回登場した安価なGNSS受信機は、測量専門用途ではないものの誤差はセンチメートル級となっており、十分に測量用途として利用可能である点が特徴的です(図1)。

2 GNSS測量の沿革

GNSSとは、Global Navigation Satellite Systemの略で、以前は米国のGPS衛星のみのサービスであったことから、GPS受信機という名称の方がなじみ深いと思います。平成14年に旧日本測地系から世界測地系へ測地系が変わったことに伴い、グローバル座標の重要性が高まった結果、第1次ともいえるGPSブームが訪れました。不動産登記においても、世界測地系における座標を地積測量図に記載することが原則となるなど、その対応が求められてきました。土地家屋調査士事務所においても、その当時、100万円以上の高価なGPS受信機を導入された方も多いと思われます。また、このブームの背景には、VRSやFKPと呼ばれるネットワーク型RTK方式が登場したことも大きな要因と考えられます。

GNSS測量においては、搬送波位相を使用した「相

対測位」と呼ばれる測定方法を採用することで、測定精度を飛躍的に高めています。この点が、ハンディGPSやスマートフォンに搭載されたGPSと異なる部分です。位置関係を相対的に測定することで、共通誤差として電離層遅延など各種誤差要因を消去することにより計算量を減らし、リアルタイムで測位結果を求めることもできるようになりました。これが、いわゆるRTK(リアルタイムキネマティック)測位方式です。精度が高まるというメリットがある一方で、2台以上のGNSS受信機が必要となることから、小規模な事務所では、費用面で導入が難しいという状況でした。ここに、ネットワーク型RTKが登場し、保有するGNSS受信機が1台のみであっても、通信サービスから仮想的に基準局データの提供を受けることで、GNSS測量ができるようになったことがブームのきっかけだったと考えられます。

しかしながら、当時は衛星数も少なく、上空視界が良い場所でなければ利用できないことも多く、利用できる現場がかなり限られるという状況でした。特に高い建物が多い都市部、樹木に覆われた山林などでは、ほぼ利用することができませんでした。後年にロシアのGLONASS衛星や欧州のGalileo衛星などが加わりはしましたが、バージョンアップの費用が高いなど、対応に苦慮していた方も多かったと思います。

令和に入ってから第2次GNSSブームともいえる現象が起きてきている背景で、着目すべきことは日本のQZSS(みちびき)と中国の衛星測位システムBeidou(ベイドゥ)の台頭です。QZSS衛星は、常に1機が日本列島の上空に位置するように運用されており、ビルの谷間などでも受信できるというメリットがあります。また、中国のBeidouは、数多くの衛星が打ち上げられており、精度の高い衛星のみを運用に回すなどGNSS高精度化に大きく貢献しています。冒頭で述べた安価なGNSS受信機の特徴として、このBeidouに対応している点が挙げられます。そのため、上空視界の良い場所では、GPS、

GLONASS、Galileo、Beidou、そしてQZSSを合わせると30機以上が受信できていることも珍しくなくなりました。その結果、上空視界の多少悪い建物の近くや山林等でもGNSS測量が可能となり、利用可能性が大幅に上がってきている状況です。

3 自動運転技術の出現

なぜこのような安価な製品が出てきたのでしょうか？価格破壊が起きた理由の一つとして、自動車の自動運転技術を始め、農機や重機の無人運転など、GNSS受信機を必要とする産業が大幅に増えたことと、スマートフォンなどにも高精度なGNSSが搭載されるようになるなど、爆発的にGNSS市場が広がったことが価格低下につながったと考えられます。スマートフォンや自動車は、測量機器と比較すると市場規模が桁違いに大きいことから売れる台数も桁違いに多く、従来の10分の1以下の価格でも採算が取れるというわけです。

4 民間等電子基準点登録制度の開始

GNSS測量では相対測位を行う必要があるため、国土交通省国土院が全国約1,300箇所にGNSS基準局を設置し、「電子基準点」という名称で運用されています。全国1,300箇所に設置されていても、その点間距離は約20~30 kmとなり、地域によっては基準局がかなり遠い場合があります。相対測位において、基準局からの距離が離れることにより、衛星の軌道誤差など共通誤差と見なせない状況となると精度の低下を招いてしまいます。そこで、この配点密度を高める手段として、今まで国にしか設置が認められていなかった電子基準点を民間でも設置できるようにした事業が、令和元年度から開始された「民間等電子基準点」の活用推進事業(*3)となります。現在、主に携帯電話会社や電力会社が自社インフラに付属する形で設置していたGNSS受信機を、この事業により「民間等電子基準点」として登録する動きがでてきています(表1)。

この「民間等電子基準点」を各土地家屋調査士の会館や土地家屋調査士の各事務所に設置することで、普段の業務地域から近いところにある基準局が利用できるようになり、有償の補正情報サービス等を使用することなく、RTK-GNSS測量が可能となるというメリットがあります(図2)。

茨城会では、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の一環として、水戸市にある会館の屋上に

GNSS基準点を設置し、誰もが利用できるオープンデータとして公開しております(図3)。水戸周辺でのRTK-GNSS測量作業に利用できるだけでなく、農業や土木、自動車の自動運転などロボット技術の活用など、幅広い分野への活用も期待でき、公益性の高い資格者団体として、地域社会貢献のメリットも出てきます。また、各土地家屋調査士の事務所運営という観点からも、高精度で安価となったGNSS測量機器の導入は十分検討する価値が高く、それに併せて、基準局を事務所に設置することは、ランニングコストの削減やノウハウの蓄積にもなりません。かくいう、筆者自身もGNSS基準点を設置し、2021年6月にC級での登録がされました。

民間等電子基準点(A級)

番号	級別分類	所在地	申請者
1	A	茨城県つくば市香取台B45街区1画地	公益社団法人 日本測量協会
6	A	兵庫県洲本市	ソフトバンク株式会社
7	A	北海道千歳市	株式会社NTTドコモ
8	A	静岡県御殿場市	ソフトバンク株式会社
9	A	三重県津市	ソフトバンク株式会社
10	A	東京都世田谷区	ソフトバンク株式会社
11	A	千葉県柏市	ソフトバンク株式会社
12	A	神奈川県鎌倉市	ソフトバンク株式会社
19	A	岐阜県関市	ソフトバンク株式会社
20	A	静岡県賀茂郡東伊豆町	ソフトバンク株式会社
21	A	愛知県豊橋市	ソフトバンク株式会社
22	A	大阪府大阪市	ソフトバンク株式会社
23	A	兵庫県神戸市	ソフトバンク株式会社
24	A	和歌山県日高郡みなべ町	ソフトバンク株式会社
25	A	兵庫県相生市	ソフトバンク株式会社
26	A	福岡県朝倉郡東峰村	ソフトバンク株式会社
27	A	千葉県浦安市	ソフトバンク株式会社
28	A	千葉県館山市	ソフトバンク株式会社
29	A	神奈川県相模原市	ソフトバンク株式会社
30	A	千葉県香取市	ソフトバンク株式会社
39	A	三重県三重郡菰野町	ソフトバンク株式会社
40	A	山梨県北杜市	ソフトバンク株式会社
41	A	鹿児島県鹿児島郡三島村大字竹島孫良ノ上117-45	九州電力株式会社
42	A	鹿児島県鹿児島郡三島村大字黒島149	九州電力株式会社
43	A	鹿児島県鹿児島市吉野町3355	九州電力株式会社
45	A	北海道美瑛市	株式会社NTTドコモ
46	A	宮城県仙台市	株式会社NTTドコモ
47	A	山形県寒河江市	株式会社NTTドコモ

民間等電子基準点(B級)

番号	級別分類	所在地	申請者
13	B	和歌山県和歌山市	ソフトバンク株式会社
14	B	大阪府茨木市	ソフトバンク株式会社
15	B	和歌山県田辺市	ソフトバンク株式会社
16	B	東京都足立区	ソフトバンク株式会社
17	B	長野県諏訪郡富士見町	ソフトバンク株式会社
18	B	埼玉県幸手市	ソフトバンク株式会社
31	B	兵庫県姫路市	ソフトバンク株式会社
32	B	沖縄県島尻郡伊平屋村	ソフトバンク株式会社
33	B	熊本県球磨郡あさぎり町	ソフトバンク株式会社
34	B	熊本県葦北郡津奈木町	ソフトバンク株式会社
35	B	長崎県対馬市	ソフトバンク株式会社
36	B	埼玉県児玉郡美里町	ソフトバンク株式会社
37	B	東京都江東区	ソフトバンク株式会社
44	B	東京都江東区越中島2-1-6	国立大学法人 東京海洋大学
48	B	北海道白老郡白老町	株式会社NTTドコモ
49	B	香川県三豊市	株式会社NTTドコモ

民間等電子基準点(C級)

番号	級別分類	所在地	申請者
2	C	神奈川県川崎市	個人
3	C	鹿児島県霧島市国分中央一丁目10番2号	学校法人 産業教育学園 第一科大学
4	C	茨城県つくば市要458-1	かなめ測量株式会社
5	C	長野県長野市	有限会社フリースケール
38	C	茨城県水戸市大足町1078-1	茨城土地家屋調査士会
50	C	広島県広島市東区二葉の里一丁目	広島県土地家屋調査士会

表1 国土地理院「民間等電子基準点登録簿」
<https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/kihon/denshi/tourokubo/index.htm> より

5 地積測量図作成への利用

現時点では、法務局への登記に添付する地積測量図作成において、測量の基準点(基本三角点等)として、「民間等電子基準点」を記載することはできません。これは、登記規則上、新たな施策である「民間等電子基準点」の定義がまだされていないためです。整合した国家座標を付与して管理するという登録の意義からも、技術面・制度面では要件を十分満たしていると考えられますから、近い将来、地積測量図への記載も可能となることを期待しています。

地積測量図の基本三角点等として利用できないとは言え、導入するメリットは多数あります。移動局側として使用するGNSS受信機については、日本測量協会において、「1・2級以外のGNSS測量機」として検定(*4)を受けることができ、筆者が購入した約8万円の安価なGNSS受信機についても、検定証明書の発行を受けることができました。検定項目は通常の国土地理院1・2級認定機の内容と同じであり、以前から所有していたTrimble社のGNSS受信機(NetR9)の検定証明書の成績と比較してみたところ、ほぼ同等かそれ以上の精度がでていることに驚いた次第です。このように、GNSS受信機として検定証明書を受けることにより、既存の公共基準点を利用したRTK-GNSS測量を行うことで地積測量図を作成する際の基準点測量に使用できます。

6 調査業務への活用

土地家屋調査士業務において、地積測量図を作成する前段階の筆界調査を行う際のツールとして、GNSS受信機を活用することが可能です。地籍調査済みのエリアや世界測地系の座標で作成された既存図面がある場合、既存の基準点や境界標を探索する際に、それらの座標をコントローラーに登録しておくことで、逆打ちによる探索を非常に簡便に行うことができます。受信衛星数が格段に向上したGNSS受信機を用いることで、特に視通が利かない、山林等

においても数十センチメートル程度の十分な精度が得られ、探索業務の効率化に大いに役立ちます(図4)。

筆界位置の検討のために3Dスキャナーやドローンを用いた写真測量を導入されている事務所も増えてきていると思います。その際の標定点設置の際にもRTK-GNSS測量は、視通の有無に左右されず簡便に作業ができることから、現場作業の時間短縮に大いに役立ちます。

7 今後の展開と期待

RTK-GNSS測量においては、基準局が近いことが必須条件となることから、今後、民間等電子基準点の設置が全国に広まることを期待しています。現在、善意の基準局掲示板(*5)に掲載されている基準点は約100局あり、年々増加してきている状況です。筆者が所属している茨城会においても、県内に基準局を増やしていく計画です(図5)。本取組は、主に土地家屋調査士会の有志や記念事業の一環として実施していましたが、農業や林業、ドローン等での活用にも広がりを見せており、基準局設置や活用の情報交換として、Facebookグループ「My電子基準点を作ろう」(図6)を立ち上げています。現在、様々な分野から300名ほどのメンバーが参加しており、そのグループメンバーによる設置数も順調に増えてきています。

最近では、RTK-GNSSに対応したドローン等も販売されており、当事務所でも効率的な調査業務ができております。基準点や境界標探索にも十分活用でき、現時点で公共測量に使用できないという制約はありますが、効率性や短納期を要求される民間業務では大いに活躍するものと思われます。公共測量以外の目的での測量業務に生かすための認定制度でもありますし、移動局側の機器検定も日本測量協会でも実施されており、これらの証明書を依頼主に提示することで、測定の信頼は頂けると思われます。

当初、オープンデータとして配信するとライバル社に無償で提供することになるという考えや、不完全なデータを万一配信してしまった場合の損害や信頼失墜を懸念する声も聴かれましたが、現在まで運用してきて停電等の停止はありながらも特に苦情などを受けることはなく、むしろ、「RTK測量をお願いします」という業務依頼が来るなど、とても良い宣伝媒体となっています。これを機に、多くの土地家屋調査士事務所でGNSS受信機の導入を検討していただけると幸いです。

図1 安価なGNSS受信機を使用した利用イメージ

GNSS受信機は、手のひらに収まるほどの小型化となっており、アンテナもコンパクトになってきている。



安価なGNSS 端末

使用イメージ

図4 山林での境界標(コンクリート杭)の探索状況

山林内でもGNSS 衛星の受信が可能となり、Float 解でありながらも、数十センチの誤差で逆打ち探索ができるため、境界標の探索がとて効果的となった。



図2 近距離でのRTK測量

基準局が近くにあるほど、誤差要因が共通となり、高精度な測位が可能となる。

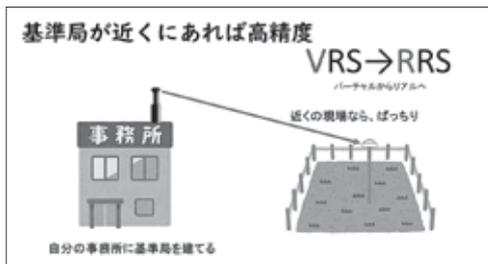


図5 茨城県内のGNSS基準局設置状況

(塗潰し円：設置済み箇所、半透明円：設置予定箇所)

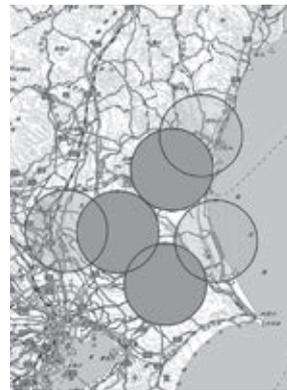


図3 茨城土地家屋調査士会館屋上に設置したGNSS受信機

国土地理院の民間等電子基準点のC 級登録を受けた。



図6 Facebook グループ 誰でも参加可(要申請)

民間等電子基準点は、設置者自身の目的に使用すると同時に、オープンデータとして他分野にも貢献できる取り組みであり、更なる広がりを期待したい。



(参考 URL)

- * 1 u-blox F9P 製品サイト <https://www.u-blox.com/en/product/zed-f9p-module>
- * 2 Septentrio mosaic-X5 製品サイト <https://www.septentrio.com/ja/zipin/gnssshouxinji/shouxinjimoshiyuru/mosaic>
- * 3 民間等電子基準点の活用推進 国土交通省国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/eiseisokuchi/eiseisokuchi41030.html>
- * 4 測量機器検定 日本測量協会 GNSS 測量機の機器検定について(お知らせ) 2020/6/18 <https://www.jsurvey.jp/5-1.htm>
- * 5 善意の基準局掲示板 <https://rtk.silentsystem.jp/>

地籍問題研究会

第31回定例研究会概要報告

地籍問題研究会副代表幹事 鮫島 信行(鹿島建設株式会社 顧問)

2022年3月26日(土)、第31回定例研究会をオンラインで開催し、Web聴講84名、会場出席(日本加除出版会議室)6名、合わせて90名の参加を得た。

所有者不明土地問題対策の一環として、令和2年に国土調査法、不動産登記法並びに地籍調査作業規程準則が改正された。この改正を踏まえた地籍調査の動向を把握



鮫島信行(司会)

し、今後を展望するため、今回の研究会は、テーマを「改正国土調査法・地籍調査作業準則の展望」とし、中央と地方の立場からの報告、質疑、識者からのコメントの構成で行った(進行：鮫島)。

令和2年には、国土調査法については、

- ①固定資産税課税台帳等の情報利用を可能とする(第31条の2)
 - ②所有者からの報告徴収を可能とする(第23条の5)
 - ③登記簿の付属書類、筆界特定手続記録の閲覧を可能とする(第32条の3)
 - ④官民境界の先行調査を可能とする(第21条の2)
- 不動産登記法については、
- ⑤地方公共団体による筆界特定申請を可能とする(第131条2項)

地籍調査作業規程準則については、

- ⑥図面等調査を可能とする(第20条2項及び3項)
- ⑦公告による不明の所有者等の調査を可能とする(「新」第30条3項)
- ⑧登記官との連携強化を可能とする(第7条の2)

という8項目について改正が行われた。

報告1では、国土交通省土地政策審議官G地籍整備課の佐々木明徳課長から、改正国土調査法第31条の2により可能となった固定資産税台帳等の利用について、令和2



佐々木明徳氏

年度に所有者探索を行った1,593地区のうち1,365地区で利用されたことが報告された。また、第12次地方分権一括法案(令和4年通常国会提出予定)による住民基本台帳法の改正により、地籍調査での土地所有者等の探索において住基ネットの利用が可能になることが紹介された。続けて、地籍調査作業規程準則第30条の3項の新設による一部の所有者等が不明な場合の公告による調査について、令和2年度においては所有者不明筆1,574筆のうち371筆で実施されたこと、国土調査法第23条の5の新設により可能となった図面等による調査については、境界確認を行った588の市町村のうち236で資料の郵送により行い、19において集会所等で調査が行われたことが報告された。地籍調査実施主体による筆界特定申請は2件であった。

報告2では、国土交通省土地政策審議官G地籍整備課の矢萩智裕企画専門官から、国土調査法第21条の2の新設により可能となった街区境界調査の実施市区町数は、令和



矢萩智裕氏

3年度が28、令和4年度が62(予定)であることが報告された。また、リモートセンシングデータを活用した地籍調査の実施市区町数が、令和3年度が11、令和4年度が20(予定)であることが報告された。

報告3では、三重県名張市都市整備部用地対策室の荻田匡嗣室長から、同市における図面等調査、所有者不明土地調査の実例について説明があり、令和2年の



荻田匡嗣氏

改正により一筆地調査の円滑な推進に障害となっていた事項に一定の解決方策が示されたことが評価された。地籍調査実施主体による筆界特定申請については、①筆界特定で特定されるのは筆界線のみ、②筆界特定に時間が掛かる、③手数料は持ち出しになる、④特定された筆界線が想定外の場合がある、⑤筆界特定結果は法的拘束力を持たないといった課題が指摘された。

質疑では、街区を囲む道路内に民地がある場合の街区の設定についての質問に対しては、街区境界調査では道路は街区外土地となり調査対象とはならないこと及び街区自体の設定は調査主体に委ねられていること、街区境界調査でのモービルマッピングシステム(MMS)の使用可否についての質問に対しては、現在実施中の精度検証後に検討する予定であること、街区境界調査の負担についての質問に対しては、通常の一筆地調査と比べて半分程度という藤沢市へのヒアリング結果が得られていることが、それぞれ回答された。また、未把握だった土地の確認や土地所有者等の把握の面でもメリットがあったとの藤沢市の事例が紹介された(何れも矢萩氏)。

報告・質疑を挟んだコメント部では、令和2年の改正に向けて設置された国土審議会・国土調査のあり方に関する検討小委員会委員を務められた大阪土地家屋調査士会



山脇優子氏

の山脇優子土地家屋調査士から、国交省の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」で出された多くの意見が最大限反映された画期的な改正。図面等を用いた筆界案による調査は大変有用。山では方向が分からなくなるしけがをしては元も子もない。パッチャル立会いが可能になることは素晴らしい成果。筆界特定申請を地籍調査実施者ができるようになったことは心強い手立て。一筆の不同意が多数の筆に影響し、後処理ではお金も時間も掛かるので、多少の時間を費やしても筆界特定制度を活用して筆界未定を減らしてほしい。基準点の管理も重要とのコメントがあった。

柳澤尚幸日本土地家屋調査士会連合会副会長(当研究会幹事)からは、地籍調査が新たなステージに入った感がある。法令の運用と現地での適用について分かりやすいお



柳澤尚幸氏

話が聞けたことは有益だった。森林組合で働いた経験があり、山でのけがや虫の話は思い当たる。リモートセンシングデータを用いた調査には大きなメリットがある。地籍調査は市民生活の基盤、災害への備え、国土の定住にも有効であり、日本土地家屋調査士会連合会としても協力を行うとともに、成果を活用させていただきたい、という総括があった。

今回の研究会では、令和2年の国土調査法等の改正後の動向につき、国と地方の立場から報告をいただき、質疑とコメントを通じ、改正が地籍調査の円滑な推進にとって画期的なものであったという評価が得られたと考えている。地籍調査実施者が申請する筆界特定についてはまだ実績が少ないが、筆界未定を減らす奥の手であり、フォローしていきたいと考えている。

令和3年の民法・不動産登記法改正が 土地家屋調査士業務に与える影響②

日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介

今回は、民法改正のうち、相隣関係の改正項目について触れていきたいと思います。

1 隣地の使用請求に関する改正

(改正前)

第209条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

(改正後)

第209条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

- 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕
- 二 境界標の調査又は境界に関する測量
- 三 第233条第3項の規定による枝の切取り

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

改正前の民法209条は、「境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。」と

されており、使用の目的が、障壁又は建物を築造し又は修繕することに限定されており、また、隣地の使用を請求することができるという請求権を有するのみであったところ、改正後は、使用の目的が、障壁又は建物を築造し又は修繕することに加え、境界標の調査又は境界に関する測量、第233条第3項の規定による枝の切取りが追加されました。さらに、今まで、「使用を請求できる。」とされていたところ、「隣地を使用することができる。」と改正されています。ただし、使用するためには、第3項において、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知すること。あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することが定められました。

私たち土地家屋調査士が調査・測量を行うに当たっては、隣地に立ち入る機会が多いため、この際の取扱いが大きく変わることになります。

民法において、「境界」とは、所有権界のことを指しており、本条に記載されている「境界に関する測量」も所有権界に関する測量を示していますが、土地家屋調査士が土地分筆登記の依頼を受け、筆界を明らかにするための調査・測量の過程で筆界を探索するにおいては、当然に所有権界の位置の調査・測量は必須となりますので、土地家屋調査士業務においても、本条が適用されます。

令和5年4月1日の施行となりますが、運用に当たっては、もちろん、今までどおり、隣地に立ち入るときは隣地の所有者に一声掛けて挨拶をしてから、隣地に立ち入ることとなります。

隣地の所有者から立入りを拒まれた場合には、本条に基づいて立ち入ることはできません。

どうしても隣地の方が分からない場合には、「あらかじめ通知することが困難な場合」に該当しますので、隣地に立ち入った後に遅滞なく通知することでよいこととなります。

ここでいう「通知」とは、隣地の所有者が分からないので、登記記録の所在等に郵便を出すことで足りるものと考えられます。もちろん郵便物は宛先不明で戻ってきてしまうと思いますが…。

いずれにせよ、今までのとおり、あらゆる手段を尽くしてどうしても見付からない場合に限られる手段ということになります。

この条項は土地家屋調査士に認められた権利ではなく、隣地所有者に認められている権利になりますので、土地家屋調査士が隣地に立ち入る場合は隣地所有者の代理人として立ち入ることになりますので、依頼者からの委任状と土地家屋調査士の会員証は必ず、提示できるよう携帯しておく必要があります。

また、調査・測量作業においては、現状を回復ができることに気を付ける必要があります。土を払い除ければ、境界標が見える場合は問題ありませんが、土を掘るなどの場合には、現状に回復できることを確認してから作業を行う必要があります。雑草を除去することは問題ありませんが、草木を除去することや、ブロック塀の根元を掘削することなどは避けるべきです。

2 導管設置権

(新設)

第213条の2 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次条第一項において「継続的給付」という。)を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。

2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該

他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。)に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。

6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

第213条の3 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみで設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

新たに導管設置権という権利が創設されました。導管とは、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付に必要な設備をいいます。

導管設置権の創設の背景には、本来、他人の土地を使用するためには、例え、地下や空中であっても、当然に当該他人の承諾を得ることが必要です。しかしながら、道路位置指定を受けた私道などに水道管やガス管を敷設するときに、私道の所有者の所在が見付からないことなどにより、水道管やガス管を敷設することができないという問題などが挙げられます。また、所有者が判明してもこの承諾をもらうために、金銭を要求されるという話もよく耳にします。そこで、必要な範囲内で他人の所有する土地に導

管の設備を設置することや、他人が所有する導管の設備を使用することができることとなりました。この場合、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備のために損害が最も少ないものを選ぶ必要があり、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならず、その土地の損害に対して償金を支払わなければならないとされました。

現在、多くの自治体やガス事業者などにおいて、導管の設置又は接続するときには、土地所有者の承諾書を添付させる取扱いをしています。令和5年4月1日に本条項は施行されますが、民法が改正になったからといって、自治体やガス事業者の取扱いが変更にならない限り、当然に承諾書の添付が不要となるわけではありませんのでご注意ください。

道路位置指定を受けた私道に接している宅地の売買において、売り主の責任において接続する私道の所有者から「通行掘削承諾書」を取得することが売買条件とされることがあります。ここでいう「通行承諾」とは、道路を通行するための承諾であり、私道の所有権の持分の一部又は私道の一部を自己が所有している場合には、私道全体に対して黙示の地役権が設定されているとみなされるため、近隣トラブルの防止の観点から、念のために取得をしているという意味合いが大きいと考えられます。また、「掘削承諾」とは、導管を設置又は導管を接続するために必要な掘削工事を行うための承諾であり、改正により創設された導管設置権に包含されるものと考えられます。

3 竹木の枝の切除及び根の切り取り

(改正前)

第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(改正後)

第233条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

民法を学習していると、誰もが「越境した根っこは勝手に切れるけど、なんで枝は切っちゃダメなのだろう？」という疑問を持つかと思います。

真相は定かではありませんが、枝は果実などをつけることもあり根よりも価値が高いからとか、根を切除するのは他人の土地に立ち入らずに切除できるからなどといわれています。

今回の改正により、改正前においては、越境した枝を「切除させることができる。」とされていましたが、改正後は、催告をしても応じないときや、所有者が分からないとき、急迫の事情があるときは、枝を「切り取ることができる。」とされました。また、共有の場合は一人で切ることができることが明記されました。

なお、越境した根については、切り取ることができるのは従来どおりです。

全国土地家屋調査士政治連盟 「第22回定時大会」



令和4年3月16日(水)東京都千代田区平河町の都市センターホテル「オリオン」において、全国土地家屋調査士政治連盟「第22回定時大会」が開催された。

今大会は新型コロナウイルスオミクロン株感染拡大を踏まえて、緊急避難的に「原則として構成員全員の出席を前提とするが、感染症の拡大等諸般の事情により出席できない場合は、通常の代理人による議決権の行使のほかに書面による議決権の行使も認め、書面により議決権を行使したものは出席したものとみなす」との幹部会による決議によりハイブリット方式で開催された。

大会構成員は、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)役員22名、各単位会政治連盟(以下「各単位調政連」という。)会長・代議員51名の計73名であるが、大会当日の出席者は全調政連役員22名、各単位調政連会長と代議員(会場出席者14名、議決権行使書による出席者36名)の計72名であった。

大会に先立つ椎名会長の挨拶があり、今回の大会の運営は新型コロナウイルス感染防止の観点から、通常とは違った運営となるが、会員皆様のご理解と活発な議論をお願いしたいと述べられた。

さて、土地家屋調査士制度の現状を見ると、リー

マンショック以来、受験数は伸び悩み、土地家屋調査士試験受験者は4,000人を下回り、会員数は年平均130名の割合の減少傾向に歯止めが掛かっていない。

平成29年に日本土地家屋調査士会連合会から「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」が示され、三つの大きな課題が指摘された。

その1は、会員数の減少による組織の不活性化。その2は、業務量の減少。その3は、社会的地位の低迷である。

これらの課題を克服し、まず1.『会員増加による組織の活性化』2.『社会情勢の変化に対応した業務拡大』3.『社会的地位の向上』を実現し『国民から期待され、輝き続ける未来』を手に入れることがグランドデザインである。

全調政連はこれまで一貫して土地家屋調査士業務のパイの拡大を目指してきたが、『社会情勢の変化に対応した業務拡大』について、令和2年に施行された土地家屋調査士法第1条(使命)において、ついに「筆界を明らかにする業務」が明文化・付加された。

この「筆界を明らかにする業務」を「土地家屋調査士のみが行える業務」であることを明文化するための法施行規則第29条の改正と、公嘱協会も「筆界を明らかにする業務」を行い筆界特定制度における代



椎名会長

理人となることを可能にする土地家屋調査士法第64条の改正に取り組むことである。

次に『社会的地位の向上』について、土地家屋調査士が専門性を発揮し、狭あい道路解消に向けた取組は防災、減災、住生活環境向上に寄与することになり、さらに、入札区分に「登記関連業務」を創設することは土地家屋調査士の公共調達の受け皿としての地位を確保し、併せて社会的認知の向上につながることから、各単位調政連には協力をお願いしたい。

全調政連の政治活動は日本土地家屋調査士会連合会と連動し、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会を含めた三者がしっかりと連携し、実現に向けて取り組まなければならないと述べ挨拶を結んだ。

続いて、議長に東京調政連の竹内八十二会長が選出され、議事録署名者に宮城調政連の菅澤賢一会長、宮崎調政連の岩切和弘会長を指名した。

令和3年度活動・運動報告について、全般は幹事長が、総務委員会、組織強化委員会、制度対策委員会(法令改正PT、狭あい道路解消PT、入札区分PT、固定資産税等PT)は各担当副会長から説明があり、質疑応答後承認された。

その後、議事に入り、第1号議案「令和3年度収入支出決算報告承認の件」が上程され、会計責任者が提案理由を説明し、続いて監事が監査報告を行った。

質疑応答後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認された。

第2号議案の令和4年度運動方針(案)審議の件と第3号議案の令和4年度収入支出予算(案)審議の件は関連があるため、一括上程され、幹事長、会計責任者が提案説明を行った。

質疑応答後、採決の結果、賛成多数により両議案とも原案のとおり承認された。

第4号議案「全国土地家屋調査士政治連盟規約の一部改正(案)」、第5号議案「全国土地家屋調査士政治連盟役員選任規則の一部改正(案)」、第6号議案「全国土地家屋調査士政治連盟大会議事運営規則の一部改正(案)」は関連があるため、一括上程され、担当副会長から提案説明があった。なお、主な改正事項は次のとおりである。

三議案に共通し、新型コロナウイルス感染症のまん延、災害の発生その他やむを得ない事情が発生した場合の対応策として、書面をもって議決権を行使できるように改正する。

第4号議案、規約の第2条(目的)について、簡潔明瞭な表現とするため、「本連盟は、日本土地家屋調査士会連合会と連携し、土地家屋調査士が不動産に関する権利の明確化に寄与し、国民生活の安定と向上に資するために必要な政治活動を行うことを目的とする。」に改正する。

また、規約第6条(役員)の副会長について、都内での政治活動を強化するため、1名増員する。

質疑応答後、採決の結果、賛成多数により三議案とも原案のとおり承認された。

定刻どおり大会は終了した。

本来であれば、ご来賓を招待して祝辞を頂き、大会終了後に懇親会、そして、翌日は会長会議が行われる予定のところ、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が発令されていたため全て中止となり、昨年にも増して寂しい大会になりましたが、皆様のご協力を得て無事に終了できましたことに感謝申し上げます。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
副幹事長 橋本豊彦

「大河への道」原作者 立川志の輔さんインタビュー

取材 富山県土地家屋調査士会 広報部
取材協力 エフエムいみず 富山県土地家屋調査士会 中溝会員



左から浅田副会長、中溝会員、澤田広報部長、志の輔さん、高倉連合会理事

富山県では、お礼の気持ちを伝える際に「気の毒な」という方言を日常的によく使います。意味合いとしては「ありがとう」になるのですが、「気を使わせてしまって申し訳ないね」というニュアンスも付け足されているように思います。富山県は日本で有数の豪雪地帯にあり、毎年のように雪害が起こる厳しい冬を迎える反面、立山連峰に蓄えられる雪は土壌を潤し、農業はもちろんのこと、豊かな水量を後ろ盾にした工業も盛んな地域です。米どころである富山県では、農家の方々の腐心により農道水路の整備管理がされ、土地家屋調査士の業務の中でその一方ならぬ成果を目の当たりにする場面が多々あります。厳しい自然と対峙しながら稲作を続けるために、集団内での規律と和を重んじる文化が培われ、日本人のアイデンティティーの一部となったという話を巷間耳にすることがありますが、正に目立つことを憚る富山の県民性にも当てはまり、その県民性が「気の毒な」という方言に発露しているように思います。

富山市の中心街には「てるてる亭」という演芸ホールがあります。富山県射水市出身の落語家「立川志の輔」氏は毎月この場所で「志の輔のこころみ」と冠した公演を行っており、3月公演の令和4年3月19日、開演前の貴重な時間を割いて我々の取材に応じていただきました。古典落語を自在に操りながらも、新作落語への飽くなき探求心から伊能忠敬を題材にした「大河への道」という創作落語を産み出し、その好演は映画化という果実も産み出すことになりました。その経緯などをお聞きしましたので披露させていただきます。

— 早速ですが新作落語「大河への道」を作成することになったきっかけや、題材である伊能忠敬にそこまで情熱を傾けることができたのはなぜかお聞かせください。

千葉県にある当時は佐原市、現在は香取市というところ、そこには、江戸の雰囲気が漂う素晴らしい町並みが残っていると聞いていたので、一度行きたいなと思っていました。たまたま近くで落語会があり、その帰りにコピーライターが運転してくれるというので「じゃあいっしょに行くか」となったのですね。当然町並みは素晴らしくて道幅はせまいけれど

も、江戸時代はこれぐらいの道幅だったろうとか、あるいは二階家がほとんどなくて、商店も味噌屋、油屋、そば屋、寿司屋、魚屋、まあいろんなのがあって、黒っぽい平屋の町並みの中に、小野川という川が流れていて、これがたぶん利根川水系につながって、江戸へ物資を運んだり、運んできたりしていることで非常に賑わった町だったのだろうとか思いながら小一時間街歩きをしていました。その帰り道にたまたま伊能忠敬記念館というのがあって、その伊能忠敬って何者なのだろうと、日本で最初に地図を作った人だと、教科書に載っていたぐらいの

ことは知っているけど、でもまあどっちにしてもまず地図を作った人の記念館が面白いっていうのはなかなか想像しにくかったんですが、数学や理系に詳しい人たちは興味あるかもしれないけど…でも駐車場の途中だから寄ってみるか。そこで、1821年、今から201年前に全てをほぼ歩測で測り、地球一周分の4万キロを歩いてこしらえた地図が今現在のランドサットの国土地理院が発行しているいわゆる衛星から撮った写真の日本の地図と少なくとも子午線1度の距離が0.2%の誤差しかないのを知って、その地図が重なったのを見た瞬間にもう震えが来るぐらいの感動を覚えたのですね。いやあこんなすごい人を教科書の半ページぐらいで飛び過ぎていいのかと。そのほかのことを知らなかったのは恥じゃないのかと。もっと大きくいえば、その後、イギリスをはじめ諸外国が「測量してやろうか」と恩着せがましく言ってきたとき、測量すれば植民地化できると思っていた外国に「これがあるけどそれでも測量は必要か」と伊能地図大日本沿海輿地全図いわゆる伊能図を幕府が突き付け、「恐れ入りました」と言わせ、諸外国を見事追い払ったことを考えれば、この地図が無かったら今ごろ日本は香港やマカオと同じように、イギリス領だったかもしれないというぐらいの思いを馳せていくと、この伊能忠敬という人は天文学の神様、地図の神様が日本に授けてくれた人なんじゃないかってまでに思えたのですね。そうじゃなければ、どう考えたって55歳から73歳まで人生わずか50年という時にもう、そんな17年も歩けるわけがない。その後、しばらくはこの物語を落語として成立させることができなかったんだけど、年表を見て、亡くなってから3年後に地図がで



インタビューの様子

きているというところに気付いて、これをもし測量と仕上げに関わっていた者たちが、伊能忠敬が亡くなったことを隠しながら幕府に嘘つきながら地図を仕上げたという落語にしたら面白いだろうなと思ったのがきっかけですね。

— その後、落語「大河への道」は好評を博し、ついには映画化されるまでに至りました。

まあそれに今回まんと中井貴一さんはじめいろんな松竹の映画関係の人間が「これはすばらしい」という話になって映画化になったのだけど、当然、別に映画化になるなんて思ってもいなかったし、ただただ、私は自分の口から伊能忠敬がいなかったら今、こうやって呑気に落語をやったり聞いたりできる時代というか日本じゃなかったかもしれないというのを心底思っ、それを知ってほしかっただけなのですね。初演が2008年かな9年かな、それから3回ぐらいの公演をやりながら、毎回1万人以上の人が聴きにきてくれたので、相当の人がこれを聴いてくれたのだけれど、とうとう中井さんや松竹のおかげで映画化にもなった。映画になるということは落語をそのまま映画にするということじゃなくて落語のスピリッツを脚本家がどう捉えてやっていくかということなので、映画は映画なりに別の魅力があるものになっています。5月20日以降、全国一斉ロードショーなので是非観てもらいたいですね。ビックコミックで漫画になったり、原作本が文庫本で出版されたり、映画化もされるし、今度は大阪や京都でも落語をやるし、別に俺はこの伊能忠敬という人の親類でも何でもないので何でこんな一生懸命、伊能さんのことを日本中でやってんのかなあと、ちょっと冷静に考えれば不思議といえば不思議だけれども。

— 師匠の故郷である射水市には我々土地家屋調査士からも尊敬されている石黒信由という大測量家がありますが、ご存知でしょうか。

伊能忠敬みたいなすごい人達を今まで知らないっていうのは「何やってんだ日本人は」とか、もっともっと文部科学省も含めて、ちゃんと伊能忠敬なる人物を「日本人の常識にしろよ」と思って怒っていたのだけれど、俺の実家を500メートルほど行ったと

ころに石黒信由ってという人の記念館があって、この人は伊能さんと一緒に測った後に見事な富山と石川の地図を残した有名な人で、しかも実はうちの町の出身で、記念館もずいぶん前からあるってことをついこの間知った。俺も人のことを言えないなって思いましたね。石黒信由さんには実に申し訳ないなど。

— 映画の見どころを教えてください。

落語は一人で、十何人の人間を約1時間半に渡って演じる。お正月には1万3千人の前でたった一人、座布団の上でやってきました。映画は一人一役、今回の場合はちょっと趣向があって、現代と江戸時代の人間を一人の人間が演じる一人二役をやっています。例えば私もほんのちょっと出させてもらっているのですが、私は現代では千葉の放送局のラジオのDJで、そして江戸時代は梅安という伊能先生を看取った医者役をやっている。落語ではできないような映画独特の演出法の面白さと、それからやっぱりなんといっても、自分が書いたセリフを役者さんが言うと、ああ俺は十分自分の中では面白いと思っていたセリフだけど、それが違う味わいで中井さんの口から出たり、松山ケンイチさんの口から出たり、橋爪功さんの口から出たりする。やっぱり役者さんの体を通して出た言葉というのは俺のイメージとまた全然違う面白さでついつい笑ってしまう箇所

が何か所もあります。自分が考えたセリフなのに自分で笑っているっていうのは何とも言えない幸福感と不思議感だったけどね。最後の玉置浩二さんのエンディングの歌を聴いた時にはもう間違いなく泣きます。それはもう保証します。そしてその泣く前の前段の全部の準備をしてくれるのが11代將軍家齊をやっている有名な役者さんなのだけけれど、お殿様として江戸城に現れた瞬間、皆さんは確実に目頭を押さえ、そして玉置浩二さんの曲でもう席を立てなくなるでしょうから、そしたら映画館にしばらく住み着いてしまうことになるでしょう。

以上



色紙にサインをいただきました

志の輔さんは、折に触れ「よう来てくれはった。気の毒な。」という精神を今も大切に暮らしていると語られることがあります。生き馬の目を抜くような芸能の世界の中で、その思いを抛り所にし、地位を確立してきた氏の言葉には自ずと説得力が宿り、また、それが人に感動をもたらし続ける「人情噺」のリアリティーにもつながっているのでしょうか。氏の公演に人の列が絶えない理由はそこにあるのではないのでしょうか。

今回、多忙の中、間隙を縫って快く取材に応じていただきました。そこで氏に倣いこう結びたいと思います。「志の輔師匠、取材を受けてくれはって本当に気の毒な。」

立川志の輔 略歴

富山県射水市出身。明治大学在学中は落語研究会に所属する。1983年立川談志一門に入門。1990年に真打に昇進。2015年には紫綬褒章を受章している。

今回のインタビューにご協力いただいたエフエムいみずの柴田社長とは幼稚園からの幼なじみです。

愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 100

静岡会

『県立工業高等学校出前授業』

静岡県土地家屋調査士会 広報部長 伊藤 嘉昭

去る3月1日、関東ブロック協議会担当者(広報部)会同が開催され、他会の皆様と情報交換をいたしました。各会の皆様も広報活動には大変苦勞されていて、様々な意見や工夫をお聞きしましたが費用対効果の側面で企画を縮小せざるを得ない現状を確認しました。

私ども静岡会も例外ではありませんが、今回は当会の広報活動を紹介します。

当会の目玉事業である工業高校への出前授業は13年目を迎えております。以前に小学生等を対象に出前授業を開催した経緯があり、残念ながら遊びの延長のような形で終わってしまったようで、それを踏まえて工業高校出前授業活動に着手したと先輩から聞き及んでおります。私もこの出前授業には支部役員就任時から7年(7回)連続で携わらせていただいております。

静岡県内には、建築科・土木科を有する公立工業高校が4校存在し、各校2科の計8科が対象です。現在はその中の5科を当会で担当していますが、県内8科全てに出前授業を展開することが当面の目標です。

会員の中には工業高校出身者が多数おりますので、まずは卒業生が学校にお願いして出前授業活動の場を設けていただいています。私自身も地元・浜松工業高等学校の卒業生で、かつての恩師を訪ねた

のは言うまでもありません。

ここからは授業の内容について説明します。

学校側に午後の授業3時限を確保していただき、午後の1時限目は屋内授業(座学)、2時限目と3時限目を使って屋外授業(測量実技)を行いました。

まず、屋内授業では日調連作成の小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」を使用します。同誌から抜粋した土地家屋調査士と測量士との違い、実際の登記業務について描かれたマンガを基本に、パワーポイントを使って分かりやすく解説していきました。この授業は昼食直後のため生徒が寝てしまわないよう配慮が必要です。生徒に質問し、回答を求める等の問題提起で、多少の緊張感を与えて聞いてもらうようにしました。具体的には、例えば建物表題登記に関する問題で、東京ディズニーランドのシンデレラ城を引き合いに出した時は大いに生徒の興味を引いた場面でした。

その後、休み時間を経て測量授業のため屋外へ移動します。当会は公嘱協会と共同で活動していますので、当会はトータルステーションを使った測量実習で、機械と巻尺を併用して4点を測量し辺長や面積の誤差確認をし、公嘱協会はGNSS測量機を使った基準点探し(宝物探し)と、3Dレーザースキャナー測量を実施し3次元測量を体験してもらいました。できる限り全員参加型の実習を心掛け、遊んでいる



屋内授業



TSを使った測量実習



GNSS測量機を使った基準点探し

生徒が出ないよう1学級40名を半分に分けて、1時間ごとに当会と公嘱協会の授業を交代する形で進め、更に少人数化し機械1台当たり各5名程度で測量実技を体験できるようにしました。

今年度の活動で、遊んでいる生徒が出ないよう配慮したこの少人数実習の手法について担当教諭からお褒めと感謝のお言葉をいただきました。

屋内・屋外授業を一通り終えて教室に戻り、土地

家屋調査士試験の受験案内、土地家屋調査士を目指すきっかけになった会員の講話、アンケート記入、質疑応答をもって終了となります。

毎年アンケート調査の結果は上々で、生徒の高い関心がうかがえます。とある学校では3年生担任教諭から、昨年度の出前授業を受けた生徒の中に土地家屋調査士を目指すための進学や就職を決めた生徒がいると教えていただき、改めて出前授業の効果に今後が期待できると実感した瞬間でした。

その他の活動としましては、テレビCMの作成、ノベルティグッズの作成・配布、無料相談の開催等があります。やはり費用対効果の点で広報は大変難しいものですが、静岡会赤堀会長の「継続は力なり」を合言葉に、会員一丸となって今後も飽くなき挑戦を続ける静岡会です。

土地家屋調査士の明るい未来のため共に頑張りましょう。

沖縄会 『おきなわ探索』

沖縄県土地家屋調査士会 広報部理事 島袋 裕二

(建物・屋根)

地元で現場作業中や散歩中にふと思ひ起こすことがあります。他府県に会議や研修会等で出向く機会があり、その地域での景色景観を楽しんでいるのですが、沖縄県の建物事情についてです。

それぞれの地域によって建物事情には特長があります。台風被害の多い沖縄県でも茅葺屋根の木造住宅が国頭村安波地区に昭和後期頃まで存在していましたが、だんだんとコンクリート瓦に葺き替えられて現存する茅葺住宅はありません。また、戦後焼け



トタン屋根住宅

野原と化した那覇市では戦地や疎開先から戻って来た方々が住居として構えたのは、米軍支給のテントや、割り当てられた場所でトタン屋根の木造住宅(写真参照:トタン屋根住宅)が建てられ始めました。その後瓦葺の屋根に代わっていきまされた瓦も(コンクリート製や赤瓦など)



赤瓦を漆喰で固定した 木造住宅

あり、県外に多くある日本瓦と一線を画す地域の特徴をつかんだ素材です(写真参照:瓦屋根住宅)。

区画整地されないまま無造作に建てられてきた住居は、現在では建築基準法や借地であるための問題



コンクリート瓦 木造住宅



平家のコンクリート住宅
(屋根から飛び出している柱の一部は将来の増築用)



コンクリートブロック造の内部
(外壁がブロックを積み上げて施工されている)

で建て替えができずに修繕を繰り返し残ってきた建物が見られます。

米軍基地内に多数建設されたコンクリート住宅を県内の建設業界が携わることで、米軍から技術指導も受けて、一般住宅に盛んに取り入れられて建設されてきました。これには原材料が地元で調達できることも普及した要件の一つです(写真参照：RC造住宅)。

ここで、沖縄県だけにしかなかった準則にもない表題部構造を紹介します。平成19年8月2日使用廃止を那覇地方法務局から通達された構造があります(写真参照：鉄筋コンクリートブロック造)。柱や梁はRC造りですが外壁をブロックで積み上げ造られた建物です。この構造の表記利用は、諸説ありますが固定資産税評価が低くなったこともあり多く利用

されていましたが、行政側の評価がRC造に統一されたこともあり、現在は新たに表題部には使用できません。

(県花：デイゴ)

この記事を書き始めたのは春先です。桜前線が話題になる時期にいつも取り残されている沖縄県では初夏を迎えるこの時期に鮮やかな赤い花を咲かせるデイゴが彩ります。1967年に県民投票により「県花」に選定されました。デイゴは漢字では「梯梧」と書きます。花言葉は「夢・生命力・活力」です。記事が掲載される頃には見頃も過ぎていますが…。

今回紹介した(建物・屋根)、(県花：デイゴ)を観光の目的の一つに加えていただき散歩コースとして沖縄県内を探索してもらえたら幸いです。



デイゴ(梯梧)



あかばな一

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



4月16日
～5月15日

水道橋の街に合う色味を考えてみた。水の文字が含まれているから「水色」では、あまりに安直だし、読売ジャイアンツの本拠地・東京ドームの最寄駅だから「オレンジ色」には個人的な抵抗がある。願いとしては「薔薇色」であってもほしいが、行き交う学生たちの表情や、その周りの風に耳を澄ますと「檸檬色」な感じもする。語呂としては「瑠璃色」もよい。もしかすると、水道橋を訪れる人それぞれに「水道橋色」があるのかもしれない。それでも私としては、日本土地家屋調査士会連合会が本拠を置く街であるからには、希望と煌めきあふれる「虹色」であってほしいと願ってしまう。

4月

16日 第2回正副会長会議(電子会議)

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針に関連して、各土地家屋調査士会における業務担当役員へ留意事項等を伝達できる機会を設けるべく、急ぎよ、正副会長会議を招集しリモートにて対応を協議した。

25日 地籍問題研究会との打合せ(同研究会分科会による書籍出版計画に関する検討)

今般の民法・不動産登記法の一部改正に関して、事例を基にした実務家の視点による検討を地籍問題研究会として計画しており、打合せに参加する。

26日 第3回正副会長会議(電子会議出席者あり)

正副会長会議を開催し、午後からの理事会開催の際

し、上程議案等の整理と確認を行う。コロナ禍を経験したことにより、リモート会議の進行にも違和感なく対処できていると実感している。

26日 平成研究会セミナー

古川法務大臣も所属する平成研究会のセミナーに参加する。岸田総理大臣もご挨拶され、コロナ対策、景気回復、世界秩序の変化、社会保障制度といった国家を取り巻く課題について危機感を共有する思いで受け止めさせていただいた。

26日、27日 第1回理事会(電子会議出席者あり)

令和4年度の最初の理事会を開催し、私からは、令和3年度の事業方針大綱に基づく総括報告をさせてもらった。また、連合会として喫緊に対応すべき事項の整理と確認を行うとともに、6月に開催予定の定時総会に向けた対応も視野に入れた理事会を意識したところである。

27日 第2回監査会

理事会に引き続き、監査会に出席。監事からの多様な監査意見に対して、令和4年度も会務に臨む決意を新たにした。

5月

11日 自由民主党 所有者不明土地等に関する特別委員会における日本土地家屋調査士会連合会へのヒアリング

標記特別委員会に出席するに当たり、柳澤・鈴木泰介両副会長を中心に入念な準備をして整えた資料を提示しながら、項目を絞っての説明と要望を展開した。

12日 株式会社ゼンリンの挨拶対応

調査士カルテMapの運用でお世話になっている、株式会社ゼンリンの皆さんが挨拶に来られ、会長室において対応。調査士カルテMapの登録利用者も二千名を超えたところであるが、日常業務に有用なツールとして利用拡大に関して、意見交換させていただいた。

4月**16日**

第2回正副会長会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について

19日

第2回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 2 令和4年度一般会計及び同特別会計予算(案)について
- 3 令和4年度の財務部事業について

20日

研究所第1回研究テーマ「歴史的地図・資料」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的地図・資料に関する研究」の今後の進め方について

26日

第3回正副会長会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和4年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

26日、27日

第1回理事会(電子会議出席者あり)

<審議事項>

- 1 令和4年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 令和3年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 業務マニュアル(登記基準点測量マニュアル(案)及び報酬額算定参考資料(案))の作成について
- 4 令和4年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 5 令和4年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について

- 6 第79回定時総会提出議案について

- 7 中央実施型新人研修の検証に係るアンケートの実施について

- 8 第17回土地家屋調査士特別研修の各ブロック協議会への運営に係る助成金について

<協議事項>

- 1 土地境界基本実務叢書の在庫の取扱いについて

- 2 エドモント倶楽部会員の継続の要否について

- 3 令和4年度における会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について

- 4 土地家屋調査士会が制作した研修動画のeラーニング化について

- 5 第17回土地家屋調査士特別研修における教材「過去問集」の配布について

- 6 冊子教材「ADR認定土地家屋調査士の基礎」について

- 7 第79回定時総会の対応等について

第1回理事会における業務執行状況の監査(電子会議出席者あり)

27日

第2回監査会

5月**10日**

第1回研修部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度土地家屋調査士新人研修について

研究所第2回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた研究の進め方について

12日、13日

第4回「土地家屋調査士白書2022」編集会議

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士白書2022」の編集について



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能!**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
 地図印刷!**

**地図上で事件簿
 管理ができます!**

**SIMA図示や
 多彩な地図検索!**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。

住宅地図の表示



ブルーマップの表示



用途地域の表示



SIMAデータの取り込み



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

「調査士カルテMap」無料お試しID利用会募集中

先着5会限定 土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しください。

- ・ Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・ 無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 E-mail kartemap@chosashi.or.jp



「調査士カルテ Map」会員増強の取組

日本土地家屋調査士会連合会 業務部次長 松田 整

日本土地家屋調査士会連合会が提供・監修し、株式会社ゼンリンが管理・運営する「調査士カルテ Map」について、日調連と株式会社ゼンリンが使用のルール確立及び利用者増強のため、どのような取組を行っているかについてお知らせします。

「調査士カルテ Map」は、日調連においては業務部が担当し、約2か月ごとに業務部担当者と専門委員がゼンリン担当者と打合せや会議を行っており、内容としては、情報の共有、取組施策の進捗確認及び展開計画の確認等になります。令和4年4月現在、「調査士カルテ Map」を利用する会員は、全国で約2,000人(全会員の12.5%)に達していますが、当初からカルテ Mapを利用している私としては、日調連の理事として担当に就任し、利用者数を知ったとき「意外と少ない！」が一番の感想でした。ゼンリンという一民間企業が開発したシステムに、なぜ日調連が肩入れするのかといった声が時折聞こえてきますが、企業から売り込みをされたものではなく、日調連がこんなコンテンツを作ってほしいと依頼した側面があります。そのため、企業側としては要望どおりのシステムを作ったのに、一向に採算ベースに届いてこないぞ！と思っているかもしれません。利用者は、毎月10～30名ずつ増加していますが、平成30年から始まりようやく2,000人です。創設当初は、日調連の役員ではなかったので分かりませんが、もっと早いペースで利用者が増えることを予想していたのではないかと思います。

「調査士カルテ Map」は、日調連の事業計画において『土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応』という位置づけになります。調査士カルテ Mapは、土地家屋調査士が作業した現場の情報を入力することで、情報共有のツールとして成長することを目的としており、個人情報の保護を前提として、事務所の事業継承(会員の減少、少子化問題)及び測量の重複(測量法第1条)といった様々な観点において

も有益なコンテンツとなっています。

現在、約12,000件以上の現場情報が入力されていますが、全国的には、まだまだ少ない情報量であると感じており、今後、多くの会員が使用することにより調査士カルテ Mapはますます成長することができます。

私が業務を行う地域では、数年おきにブルーマップが発刊されますが、1市の販売価格は50,000円以上の費用が掛かるところ、調査士カルテ Mapは、月額3,300円(税込み)で全国の住宅地図を見ることができます。

皆様はゼンリンの『GISパッケージ』シリーズを知っていますか？これは、不動産鑑定士、建設、不動産、税理士といった他士業の資格者向けに提供されている有料コンテンツ(都道府県別に使用料が掛かります。)ですが、土地家屋調査士が利用できる「調査士カルテ Map」は、利用に掛かる料金は数分の一以下で、検索できる地図の範囲は全国になりますので、どれだけ優遇されているか分かります。これは、土地家屋調査士が現場の情報を入力することで、調査士カルテ Mapが成長することをゼンリンが認めてくれたからこそ、実現できたものであり、日調連が提供・監修する意味はここにあります。

サブスクリプション(定額利用)は、今や誰でも一つは登録しているほど当たり前となり、私は、調査士カルテ Mapのほかに、例えば映像系では、dtv、NETFLIX、Hulu、Amazonプライムビデオ、ディズニープラスと契約をしています。それぞれのコンテンツが得意分野を持っているので、なかなか解約できませんが「調査士カルテ Map」も同じです。土地家屋調査士業務に特出した性能があるため、解約者数はとても少ないのです。というわけで、使わないのはもったいない！皆様の業務にとっても役立つ「調査士カルテ Map」です。

病気・ケガの補償

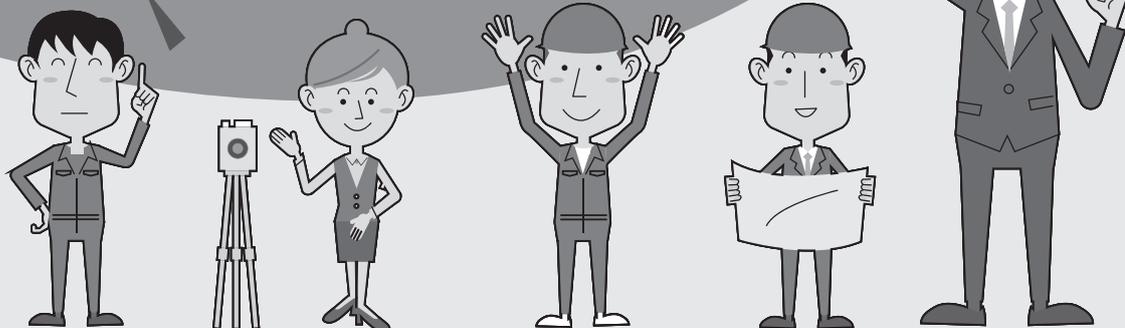
団体割引

15% 適用!!

土地家屋調査士の皆さまへ 団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険は土地家屋調査士の
皆さまや補助者の方、ご家族に

ぴったりの病気やケガを補償します。



団体総合生活補償保険のメリット！
タイプによっては新型コロナウイルス感染症も補償対象!!

支払事例

肺炎で入院

入院14日
84,000円
のお支払



乳がんで入院・手術

入院20日、
入院中の手術1回
270,000円
のお支払



自転車事故

相手への賠償金
200,000円
のお支払



保険期間 2021年**10月1日** 午後4時～ 2022年**10月1日** 午後4時まで1年間

日本土地家屋調査士会連合会共済会

代理店・扱者 **有限会社 桐栄サービス TEL:03 (5282) 5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社 TEL:03 (3259) 6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和4年4月1日付

東京 8236	西嶋 昌明
埼玉 2757	片貝 崇
埼玉 2758	加藤 大輔
埼玉 2759	中村 和也
茨城 1496	遠山 文平
栃木 954	松原 慎介
群馬 1092	今井 孝明
群馬 1093	澤口未友太
静岡 1850	古橋 通亘
静岡 1851	矢部 裕久
静岡 1852	藤田 大貴
長野 2622	佐藤 有志
新潟 2242	板井 和大
新潟 2243	佐藤 淳
大阪 3415	文野 貴司
京都 929	今堀 秀哉
兵庫 2553	中村 俊也
奈良 459	梶田 真孝
滋賀 469	山中 雄貴
滋賀 470	八田 章宏
滋賀 471	信田 朋希
愛知 3078	古川 達也
愛知 3079	三次 真揮
愛知 3080	安井 久司
三重 917	中野地真佑
三重 918	柗崎 友洋
三重 919	池畑 政志
石川 685	山田 政樹
富山 547	眞岩信一朗
広島 1925	藤谷 一輝
広島 1926	岡村太一郎
広島 1927	向井 智
山口 993	水津 一成
福岡 2386	宮崎 桂樹
福岡 2387	塚本 優
福岡 2388	吉岡 誠
長崎 815	出口 康智
熊本 1234	江口 典子
鹿児島 1119	上四元 忠
鹿児島 1120	徳田 浩史
鹿児島 1121	榎田 浩己
宮崎 824	深田 一也
沖縄 523	金城 仁史
宮城 1068	赤間 義則

宮城 1069	赤間 光
福島 1515	和田 賢治
福島 1516	内海 吉政
山形 1249	太田 敬介
札幌 1234	税所 直樹
札幌 1235	山下 充文
札幌 1236	初谷 修
札幌 1237	佐々木一弥
旭川 306	吉田 満
釧路 358	奥田 邦彦
徳島 527	杉 泰志
徳島 528	赤堀 英蔵
愛媛 882	藤田 浩光
愛媛 883	影岡 祐紀

令和4年4月11日付

東京 8237	小川 誠
神奈川 3178	小林 洋介
神奈川 3179	矢野 紘大
神奈川 3180	橋本 健
埼玉 2760	深井 三男
長野 2623	日比 雅也
愛知 3081	谷上 裕一
愛知 3082	清水 誠治
富山 548	堀 英樹
岡山 1416	有髙 幹晴
岡山 1417	森 智浩
岡山 1418	松島 健
岡山 1419	新地 博史
宮城 1070	小関 亨
青森 790	大村 卓也
札幌 1238	西館 雅博
旭川 307	矢上 奈々
愛媛 884	石田 和広

令和4年4月20日付

東京 8238	永田 耕平
東京 8239	鈴木 淳平
神奈川 3181	北村 駿介
神奈川 3182	坂元 陽介
神奈川 3183	澤井 正徳
神奈川 3184	杉本 章一
神奈川 3185	深須 美里
千葉 2249	橋浦 涼
茨城 1497	武智 政人
静岡 1853	村松 駿
静岡 1854	氏平 寛規

大阪 3416	峯近 真一
大阪 3417	佐菅 遼
京都 930	磯野 志行
京都 931	高橋 昇
岡山 1420	高橋 昌弘
福岡 2389	小幡 和由
福岡 2390	廣渡 美奈
大分 859	吉田 洋一

登録取消し者

令和4年1月29日付

岐阜 1210	平田 恵三
---------	-------

令和4年2月6日付

東京 6105	國吉 正和
---------	-------

令和4年2月7日付

大阪 2879	上室 琢穂
---------	-------

令和4年2月21日付

愛知 2120	近藤 正光
岐阜 1026	森 秀樹

令和4年3月1日付

千葉 991	杉野 秀夫
--------	-------

令和4年3月5日付

群馬 486	金井 輝雄
岐阜 1151	高橋 康人

令和4年3月10日付

秋田 929	小林 忠雄
--------	-------

令和4年3月17日付

群馬 621	笠原 勇一
--------	-------

令和4年4月1日付

東京 5047	森山 敏彦
東京 5143	花澤 曜聿
東京 5484	新谷 敏
東京 5610	及川 良
東京 6304	菊地 省三
埼玉 2403	澤木 一成
長野 2258	倉田 義夫
新潟 1743	片桐 正英
大阪 3302	松本章太郎
愛知 1976	田中 和彦
三重 450	篠原 馨

岐阜 1205 小野島信廣
 福岡 1685 田島 吉明
 宮城 755 舟山 政明
 福島 1258 阿部 傳
 旭川 298 佐藤 篤
 香川 645 美濃 豊弘
 愛媛 497 川本 公正

令和4年4月11日付

東京 5759 津村勇二郎
 埼玉 978 發智金一郎
 埼玉 1653 大椿 捷
 埼玉 1783 上原 伊雄
 埼玉 1846 岡田 享
 千葉 1449 加藤 隆
 千葉 2128 関 哲也
 茨城 1080 石橋 孝康
 茨城 1113 中山 修一
 栃木 557 輕部 雅博
 静岡 499 竹内 實
 静岡 1050 小川 文吾
 静岡 1406 松下 一彦
 静岡 1495 飯沼 武
 新潟 1835 長谷川英二
 大阪 1261 梶山 幸治
 京都 440 堀田 艶子
 滋賀 217 守岡 鉦
 和歌山 236 牛居 眞吾
 愛知 1550 遠藤 實
 愛知 1594 生田 憲之
 愛知 1597 坂本 俊雄
 愛知 1678 鈴木 康利
 愛知 1791 安藤喜代司
 岐阜 665 黒下 貢資
 福井 452 松本 道幸
 広島 1387 俵 信弘
 福岡 1472 荒木 正
 福岡 2233 犬丸 雅元
 長崎 540 藤田 敏夫
 大分 631 奥村 敏一
 大分 823 安東 賢俊
 熊本 877 濱本 英男

鹿児島 1023 徳富 博哉
 宮崎 516 佐藤 忠男
 宮崎 671 富田 美利
 福島 1149 大森 貞彦
 福島 1331 田原 勝成
 山形 1012 東海林 敬
 山形 1066 須藤 武司
 岩手 856 小笠原九二男
 岩手 1036 見上 英克
 秋田 962 佐藤 忠義
 函館 176 中澤 利明
 釧路 283 藤井 誠二
 香川 664 岡下 進二
 徳島 400 鎌田 裕之
 徳島 448 澁谷 誠兒
 高知 349 佐竹 晃夫

令和4年4月20日付

神奈川 2679 小橋 雄樹
 神奈川 3152 柳下 文平
 兵庫 1905 土井惠一朗
 山口 655 玉田哲二郎
 札幌 418 福井 信和
 札幌 619 中屋敷繁実
 札幌 754 山田 邦昭
 札幌 837 大野 勝利
 札幌 1109 青沼 誠
 香川 541 原 壯坪

■ ADR 認定土地家屋調査士
 登録者

令和4年4月1日付

奈良 459 梶田 真孝
 三重 918 柊崎 友洋
 旭川 306 吉田 満

令和4年4月11日付

東京 8146 伊藤 晃
 東京 8237 小川 誠
 神奈川 3096 矢野 太郎

神奈川 3129 松岡 智哉
 神奈川 3149 川久保直裕
 神奈川 3161 木原 工
 埼玉 2743 伊藤 健児
 千葉 2111 片野 友和
 千葉 2160 染谷 和良
 新潟 2233 山沢 悦宏
 奈良 454 森井 文裕
 愛知 3011 佐藤 義之
 愛知 3014 矢澤 宏治
 三重 914 米田 道裕
 岐阜 1302 二村 結城
 富山 525 野崎 貴之
 富山 538 松原 哲理
 広島 1889 内藤 善幹
 広島 1892 武田 圭史
 福岡 2297 古財 朋和
 宮城 1057 齋藤 文俊
 宮城 1070 小関 亨
 福島 1502 立花 正志
 秋田 1039 土田 博之
 札幌 1203 高橋 雄大
 札幌 1213 北村隆太郎
 愛媛 851 伊藤 淳一
 愛媛 869 久岡 正
 愛媛 877 伊藤 聡
 愛媛 878 高田 昌生

令和4年4月20日付

東京 7925 三柴 靖征
 東京 8180 長谷川 亮
 神奈川 2221 井上 敏
 茨城 1476 野口 修一
 新潟 2229 徳重 雅史
 新潟 2234 熊倉 卓
 愛知 2904 畔柳 洋介
 愛知 3004 内山 俊宏
 愛知 3044 岸本 寛子
 山口 989 井上 雄太
 福岡 2284 下川 周一
 熊本 1227 士野 鋼浩
 熊本 1230 高田 英樹

青森会

「ピクト調査士の『現場でも出来る』Let's エクササイズ」

青森支部 大柳 錦也



『あおり』第207号

ここではピクト調査士による「現場でも出来るエクササイズ」を3つ紹介いたします。是非、お試しを！

Exercise1 サイドベント ～腹斜筋を鍛えよう！



①肩幅に広げて立ち、片手でダンベルを握り、もう一方の手は後頭部へ添える。

※ダンベルは、ハンマー、かけや等で代用可



②ダンベルを持っている側にゆっくり体を倒し、①の体勢に戻す。

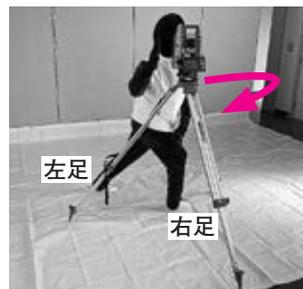
※左右バランスよくセット数を行う。

Exercise2 ひねりのポーズ ～腹斜筋、脊柱起立筋を鍛えよう！

(引用元…ニンテンドースイッチ「リングフィットアドベンチャー ねじり体側のポーズ」)



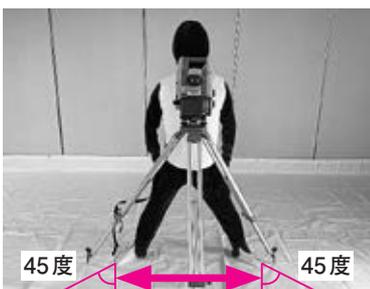
①右足を前、左足を後ろに大きく開く。



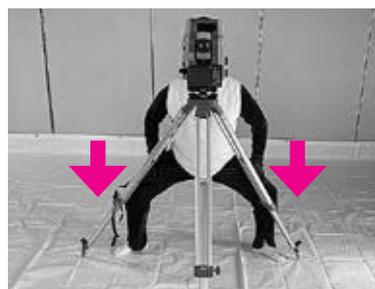
②右足側へ身体をひねる。

※左右バランスよくセット数を行う。

Exercise3 ワイドスクワット ～大腿四頭筋、大臀筋、内転筋を鍛えよう！



①肩幅より広めに、爪先は外側に約45度向けて足幅をとる。



②膝が直角になる程度に腰をゆっくり下げていく。



←膝が爪先よりも出ないように

<ポイント>腰を下ろす際、膝が爪先より前に出ないように気をつける。

ちょうさし俳壇

第445回



「鵜飼川」

深谷 健吾

日の落ちてよりの賑はひ鵜飼川
神苑かみえんに生れて鹿の子は神の使者
老鷲らうじうや武将も入りし湯治たうちの湯
投げられて距離のほどよき早苗なな東

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

山笑ふ江戸へ百里の一里塚
手をつなぐ新郎新婦風光る
軍服の褪せし遺影や昭和の日
花吹雪傾げし赤き野点傘

山形 柏屋 敏秋

出張の友より届く花便り
調査士を退き二年種を蒔く
参道の地藏かすかに朧月
座布団に知らん顔して寝る仔猫

岐阜 堀越 貞有

葭切やせきりや船頭小唄途切れがち
値札には時価と書かれて皐月鱒さつきます
信長像弓射る先に椎若葉
菖蒲湯あやぶゆに兄弟喧嘩蒸し返す

兵庫 小林 昌三

沈丁の香にジョギングを停止せり
身の丈は子らに越されて立葵たちあひ

神奈川 椎名 弘

沈丁のこの坂が好き測量す
父と子の石が水切り水の春

今月の作品から

深谷 健吾

花吹雪傾げし赤き野点傘

島田 操

「花吹雪」とは、春の季語「落花」の傍題。花吹雪とは、桜の花びらが、あたかも雪が吹雪いているかのごとく舞い散るさまのこと。桜の咲く時分はとかく強い季節風が吹く。一陣の風にさつと散る花の姿はあわれでもあり、爽快でもある。「野点傘」とは、野外で茶をたてる際に用いられる傘のこと。屋外の桜吹雪の舞う日に、赤い和傘を傾げて、赤い毛氈もうじの上で、仲間らと和の風情を堪能しているお茶会を活写した佳句である。

柏屋 敏秋

座布団に知らん顔して寝る仔猫

「仔猫」は、春の季語。猫は四季に子を産むが、早春交尾して仲春から晩春にかけて子を産むことが多い。子を孕んだものうげな親猫、出生してまだ目のあかぬ子猫、人に買われた子猫、いずれも可憐で可愛い。提句の日干しの座布団は、飼い主さんのものか。亭主のいない間に占領して、亭主が来ても知らん顔で寝ているさまが可愛い故に許される。滑稽で俳諧味のある楽しい時事俳句である。

堀越 貞有

菖蒲湯あやぶゆに兄弟喧嘩蒸し返す

「菖蒲湯」は、夏の季語。端午の日に邪氣払いとして、菖蒲の根付きの葉を束に結び、風呂に浮かせて風呂を沸かす。家庭でも菖

蒲湯を沸かす家が多い。青々として身体に寄つてくると香ばしい感じで、心身が清められる思いがする。菖蒲湯に入ったら、また兄弟喧嘩が始まる。子供の日ぐらいは止めればよいのに親は思うが。菖蒲は勝負を連想させ、行く末は、逞しい男の兄弟との親心が垣間見える見事な家庭俳句である。

小林 昌三

身の丈は子らに越されて立葵

「立葵」は夏の季語。花が綺麗なので、園芸用に様々な品種改良がされた。草丈は一〜三メートルで茎は直立する。花期は六月〜八月で、花は垂直に伸びた花茎の下から上に咲き上り、花茎の頭頂部まで開花が進む。親の背を超え出したら、子の成長はあつという間である。身の丈を知って、子から学ぶことも間々出て来ると思う。立葵の開花は綺麗で素直で天辺まで咲き上つてゆく。親子共々の成長を季語の「立葵」の擬人化がよく効いている一句である。

椎名 弘

父と子の石が水切り水の春

「水の春」とは、春の季語「春の水」の傍題。雪解水ゆきげみずがせせらぎの流れに、明るい日射しひときわがうらうらと輝くと冬澗ふゆまれのあとだけに、春の情景が広がる。「水切り」とは、投げた小石が水面みなもを飛び跳ねて進むのを興じる遊戯。親子で「水切り」しての遊びとは、円満家族の一面を詠んだ佳句である。

令和4年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

旭日双光章

旭日双光章
竹内 八十二 (東京土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴48年
東京会理事、同副会長、同会長、日調連副会長、同会長を歴任
平成16年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

黄綬褒章
大塚 久生 (新潟県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴47年
新潟会理事、同副会長、同会長を歴任
平成元年法務大臣表彰等、73歳

黄綬褒章

黄綬褒章
大村 義之 (山梨県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
山梨会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、68歳

黄綬褒章

黄綬褒章
衣澤 征美 (札幌土地家屋調査士会)

昭和53年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
札幌会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成25年法務大臣表彰等、74歳

黄綬褒章

黄綬褒章
佐藤 栄二 (群馬土地家屋調査士会)

平成元年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
群馬会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
令和2年法務大臣表彰等、66歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。

黄綬褒章

黄綬褒章
高山 吉正 (岡山県土地家屋調査士会)

平成4年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
岡山会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成25年法務大臣表彰等、67歳

黄綬褒章

黄綬褒章
橋詰 繁美 (兵庫県土地家屋調査士会)

平成2年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴32年
兵庫会理事、同副会長、同会長を歴任
令和2年法務大臣表彰等、71歳

黄綬褒章

黄綬褒章
島田 裕己 (富山県土地家屋調査士会)

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
富山会理事、同会長を歴任
令和3年法務大臣表彰等、67歳

黄綬褒章

黄綬褒章
長雄 満 (秋田県土地家屋調査士会)

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴48年
秋田会理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和3年法務大臣表彰等、75歳

※受章者の年令・歴は、令和4年4月29日
発令日現在です。

2021年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2021年4月号(No.771)

）

2022年3月号(No.782)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2021. 4	771	令和2年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2021. 4	771	必須(義務)研修のスタートに思いを寄せて
	2021. 8	775	第78回定時総会
	2021.12	779	令和3年度 第1回全国会長会議
財務部	2021. 6	773	第36回写真コンクール開催
	2022. 1	780	大規模災害対策基金状況
業務部	2021. 6	773	「土地家屋調査士業務取扱要領」について
研修部	2021. 8	775	令和3年度土地家屋調査士新人研修
広報部	2021. 4	771	出前授業に関する意見交換会(電子会議)
	2021. 5	772	動画撮影&編集作業
	2021. 10・11	777, 778	第12回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 その1・その2
	2022. 2	781	令和3年度土地家屋調査士本試験問題(午後の部) ～ part 1 ～
社会事業部	2022. 2	781	所有者不明土地対策に関する講演の撮影に連合会から鈴木泰介副会長が出席
全国公共 嘱託登記 土地家屋 調査士協 会連絡協 議会等	2021. 5	772	「地図づくりシンポジウム in 岐阜 2021」収録を終えて

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2021. 4	771	土地家屋調査士と電子決済
	2021. 5	772	制度70周年 歴史を学び、未来の可能性を創る 第21回 あいち境界シンポジウム 地籍調査の可能性
	2021. 5	772	土地家屋調査士が行う災害時の社会貢献に関する打合せ
	2021. 6	773	「国土計画シンポジウム」ポストコロナにおける中長期的な国土の在り方～デジタル革命に対応した持続可能な社会・地域の構築に向けて～
土地家屋 調査士会	2021. 7	774	オンライン会議とWebセミナー～愛媛会での取組について～
ブロック 協 議 会	2021.11	778	東北楽天ゴールデンイーグルス主催冠協賛試合 土地家屋調査士制度制定70周年記念ナイター
	2022. 2	781	会員数に応じた事業助成の対象となっている 土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会
外部団 体事業	2021. 5	772	司法アクセス学会 第14回学術大会「オンラインADRのチャレンジ：コロナウイルス・パンデミックを踏み台にして」
	2021. 7	774	伊能図完成200年記念事業「伊能図完成200年記念の集い」開催
	2021. 9	776	測量・地理空間情報イノベーション大会2021
	2021. 9～12	776 ～ 779	国立国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF—No.1135(2021.2.4) 電子契約・電子署名の概要と課題I～IV
	2021.10	777	地籍問題研究会 第29回定例研究会概要報告
	2021.11	778	第19回衛星測位と地理空間情報(G空間)フォーラム
	2022. 1	780	一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウム 「変革期を迎えた日本のADRとADR法制」
	2022. 2	781	日本登記法学会 第6回研究大会
	2022. 3	782	G空間EXPO 2021
	2022. 3	782	地籍問題研究会 第30回定例研究会概要報告

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2021. 8	775	会長・副会長就任の挨拶
	2021. 9	776	常任理事就任の挨拶
	2021.10	777	理事・監事就任の挨拶
	2021.11	778	令和3年度・4年度 広報員紹介
	2021.12	779	令和3年を振り返って
	2022. 1	780	新年の挨拶／年頭のご挨拶
法務省	2022. 1	780	新年の挨拶／新年の御挨拶
土地家屋調査士会	2021. 7	774	全国の会長紹介

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2021. 4	771	日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム
	2022. 3	782	調査士カルテ Map
	2021. 8	775	日本土地家屋調査士会連合会第七十八回定時総会 法務大臣表彰状受賞者
財務部	2021. 7	774	第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催取りやめについて
研修部	2021. 4・9	771, 776	土地家屋調査士新人研修修了者 関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会
	2021. 5	772	eラーニングコンテンツ公開のお知らせ
	2021. 6, 2022. 3	773, 782	土地家屋調査士新人研修のお知らせ
	2021. 9	776	【重要】令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修 延期のお知らせ
	2021.12 ~ 2022. 2	779 ~ 781	ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定土地家屋調査士になろう！
	広報部	2021. 5・7・9・12	772, 774, 776, 779
2021. 8		775	マンガでわかる土地家屋調査士成長物語
2022. 1		780	「連合会長とリモートで話そう！」
2022. 1		780	補助者の皆様へ 厚生労働省 教育訓練給付制度のご紹介～ Part 1～

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
法務省	2021. 7	774	第71回“社会を明るくする運動”が推進する 「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」
	2021.10	777	法務省ホームページに、所有者不明土地対策関連法の詳細な説明資料や相続登記の申請の義務化等に関するQ & Aが掲載されました
	2022. 1	780	所有者不明土地対策関連法の施行日が決定しました 令和4年度与党税制改正大綱で所有者不明土地対策関連の登録免許税の特例の延長・拡充等が決定されました
厚生労働省	2021.11	778	厚生労働省から法律改正のお知らせ 法律・会計に係る業務を行う士業のみなさまへ
人事	2021. 5	772	人事異動 法務局・地方法務局
叙勲・黄綬	2021. 6	773	令和3年 春の黄綬褒章
	2021.12	779	令和3年 秋の叙勲・黄綬褒章
外部団体事業	2021.10	777	日本登記法学会 第6回研究大会開催のご案内

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2021. 7・12	774, 779	令和4年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内
	2021. 8	775	土地家屋調査士PRポスターデザインコンテスト開催中！
	2022. 3	782	第37回写真コンクール作品募集
共済会	2021. 4・5	771, 772	土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立ちます！
	2021. 6・7	773, 774	測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内
	2021. 8・9	775, 776	土地家屋調査士賠償責任保険募集中
	2021. 10・11, 2022. 1・2	777, 778, 780, 781	所得補償保険
	2021.12	779	土地家屋調査士賠償責任保険
	2022. 3	782	団体総合生活補償保険
	2021. 8・9, 2022. 1・2	775, 776, 780, 781	国民年金基金

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2021. 5・8	772, 775	土地家屋調査士2022年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2021. 4	771	日本土地家屋調査士会連合会ロゴマーク
	2021.12	779	「思考回路の変遷と、意思疎通の感激」
	2022. 2	781	ご案内 映画『大河への道』
	2022. 3	782	訃報(國吉正和名誉会長)

■制度制定70周年記念事業特集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
記念業務提携	2021. 5	772	公益社団法人 全日本不動産協会との事業提携基本協定書締結式
お知らせ	2021. 7	774	土地家屋調査士、70年の歴史の集大成!! 「土地家屋調査士制度制定70周年記念誌」発刊について
対談企画	2021. 9～11	776～778	「日本の測量・地籍と土地家屋調査士への期待」①～③

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるためにー

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 8	775	第76回 地籍DX(デジタル・トランスフォーメーション)と宇宙システムの利用① 最新の衛星技術を活用したDXを考える
2021. 9	776	第77回 地籍DX(デジタル・トランスフォーメーション)と宇宙システムの利用② 低価格化した測位受信機と高精度測位補正サービスを活用した問題の解決に向けて
2021.10	777	第78回 地籍DX(デジタル・トランスフォーメーション)と宇宙システムの利用③
2022. 2	781	第79回 地域福利増進事業への取組
2022. 3	782	第80回 土地家屋調査士のインボイス制度

自然災害と向き合う

ー今、この時代に生きる土地家屋調査士としてー

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 4	771	熊本地震から5年 被災後の復旧・復興、現状報告(熊本会)

続!! 愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 4	771	Vol.86 (茨城会、愛知会)
2021. 5	772	Vol.87 (栃木会、広島会)
2021. 6	773	Vol.88 (群馬会、山口会)
2021. 7	774	Vol.89 (埼玉会、三重会)
2021. 8	775	Vol.90 (千葉会)
2021. 9	776	Vol.91 (東京会、京都会)
2021.10	777	Vol.92 (神奈川会、大阪会)
2021.11	778	Vol.93 (新潟会、福岡会)
2021.12	779	Vol.94 (富山会、佐賀会)
2022. 1	780	Vol.95 (石川会、兵庫会)
2022. 2	781	Vol.96 (福井会、熊本会)
2022. 3	782	Vol.97 (山梨会、大分会)

ネットワーク50

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 4	771	兵庫会
2021. 5	772	富山会
2021. 6	773	宮城会/鹿児島会
2021. 8	775	山口会
2021.11	778	鳥取会
2022. 1	780	島根会
2022. 3	782	三重会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 5	772	公嘱協会情報 vol.149
2021. 7	774	公嘱協会情報 vol.150
2021. 9	776	公嘱協会情報 vol.151
2021.11	778	公嘱協会情報 vol.152
2022. 1	780	公嘱協会情報 vol.153
2022. 3	782	公嘱協会情報 vol.154

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 4	771	第109回 「令和」の町名も誕生一元号にちなむ地名
2021. 5	772	第110回 内陸にも意外に多い「海」に関する地名の謎
2021. 6	773	第111回 地図にないのに生きている「幻の地名」
2021. 7	774	第112回 「別名」を持っていた川
2021. 8	775	第113回 都道府県・市町村の並び方
2021. 9	776	第114回 「返り点」を付けて読む地名
2021.10	777	第115回 同音を重ねる地名ー「おおお」という地名も
2021.11	778	第116回 口で始まる地名、終わる地名
2021.12	779	第117回 市場の地名
2022. 1	780	第118回 甲乙丙・子丑寅…十干・十二支の地名
2022. 2	781	第119回 意外に多い「虫の類」の地名
2022. 3	782	第120回 やはり梅と桜が多い「花」の地名

調査士カルテ Map 通信

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 7	774	調査士カルテ Map について
2021.10	777	「冊子の住宅地図を買い続けますか？」
2021.12	779	「利用方法は多種多様」～今後実装されそうなもの杯～
2022. 3	782	「土地家屋調査士が利用者から提供者へ変革する未来」

全国土地家屋調査士政治連盟

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 6	773	全国土地家屋調査士政治連盟「第21回定時大会」
2021. 9	776	未来へつなぐ
2021.12	779	全調政連は調査士の明るい未来を築きます
2022. 3	782	今更の「セイレン？」

連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信(会長レポート)

全号にわたり掲載
(2021.4～7 No.771～774:会長レポート)

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇 選者 深谷 健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2021. 6	773	2020年度「土地家屋調査士」掲載索引

【国民の祝日】

6月はドラえもんに登場するのび太が一年の中で一番嫌いな月になります。理由は「国民の祝日」が一日もない月だからです。子供にとって休日はとても楽しみなものです。私は大人になってもとても楽しみでしたが、最近は複雑な気持ちです。休日を楽しみたい反面、休日を挟むと登記の申請をした時に完了予定日が予測しにくくなるからです。いい例が今年のゴールデンウィークで、2日と6日が平日の飛び石連休でした。連休前に依頼された登記を、連休の合間に申請しましたが、稼働日数が少ない上に集中して申請があったため、法務局で処理が遅くなり、なかなか登記が完了せず大変な思いをしました。そう考えると6月は「国民の祝日」がないため予定が組みやすく有り難い！サラリーマン時代には考えもしないことでしたが仕方ありませんね。編集後記を執筆しながら気が付いたのですが、天皇誕生日が2月に変わったことにより12月も「国民の祝日」がなく

なっていました。

さて、今月号の「事務所運営に必要な知識」では、昨年8月に連載した『地籍DXと宇宙システムの利用』について、会員からどのように実務で活用できるのか照会してほしいとの要望があり「GNSS測量の最新情報とDX業務への活用」といった内容で茨城会の高島会員に執筆いただいております。民間等電子基準点の利用や、安価で手に入るGNSS受信機について大変興味があるところです。

梅雨に入り不安定な天気が続く、体調を崩しやすくなります。暑くなれば自然と水分補給を意識しますが、この時期は意外と水分補給を怠ってしまうようです。水分不足になると熱中症が心配ですが、意外と痛風にもなりやすいようです。身に覚えのない足の痛みがあったら要注意です。そんな時は迷わず病院に行き、健康管理には気を付けましょう。

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社